

第6 患畜又は疑似患畜判定後の作業

1 関係機関等の連携及び対策本部の設置・開催

- (1) 疑い事例の報告を受けた県畜産課は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、庁内関係部局及び県警察本部等の関係機関と、家保は市町村、獣医師会及び関係団体等と連絡体制を構築し、防疫措置について協力を依頼する。
- (2) 患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた県畜産課は、鹿児島県CSF等対策本部設置要綱に基づき、速やかに関係部局で構成する県対策本部を、発生地域の家保は、現地対策本部を設置、開催する。また、それ以外の家保には、地域対策本部を設置する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置、開催する。

2 関係者への連絡 国指針第6の1

- (1) 県畜産課は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、現地対策本部に必要な防疫措置を指示する。また、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
 - ア 当該豚等の所有者
 - イ 県内の市町村
 - ウ 県獣医師会、生産者団体その他関係団体
 - エ 県警察、自衛隊その他関係機関
 - オ 九州・沖縄・山口の8県
- (2) (1)の場合、当該農場から半径3km以内の農場及び県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (3) 第6の1の(2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該農場の情報提供を受ける者に対し、CSFのまん延防止を目的として行われる情報提供であることを周知し、情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせたりすることのないよう指導する。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 県畜産課は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合、その旨を管轄の家保を通じ、豚等の所有者に連絡するとともに、当該農場の所在する市町村、九州8県及び関係機関に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、県畜産課から動物衛生課に報告する。

【留意事項】 対策本部組織構成 国留意事項 40

- ・ 総務班：国の指針に基づく具体的な防疫方針の策定，予算の編成及び執行，情勢分析，農林水産省，その他の関係機関との連絡調整（発生農場，現地対策本部及び畜産課間等の連絡調整も含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集，広報資料の作成，広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常豚の届出に対する立入調査，病性鑑定のための検体の採取，当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し，防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却，埋却，消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配付，防疫措置従事者の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限，殺処分，農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域（以下，「制限区域」という）内の農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための豚等や物品の評価等を行う。
- ・ 記録班：発症豚等の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録，発症豚等の確認及び写真撮影，防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため，発生農場における豚等，人，物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し，疫学関連豚等の特定のための調査や感染経路の究明に必要な情報の収集及び整理を行う。また，国の疫学調査チームと連携し，現地調査等を行う。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・ 庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保健班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は，当該市担当部局も含める。）との連携のもと，防疫措置従事者及び豚等の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

3 報道機関への公表等 国指針第6の3

- (1) 県畜産課は，患畜又は疑似患畜と判定がなされたときは，その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし，円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは，動物衛生課と協議の上，病性の判定前に公表する〔「プレスリリース」別記様式7，様式・資料編p40～41〕。
- (2) 当該公表は，原則として，農林水産省及び県が同時に行う。
- (3) 当該公表に当たっては，人，車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また，発生農場に関する情報を公表する場合には，当該農

場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

(4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と県畜産課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

ア プライバシーの保護に十分配慮すること。

イ まん延防止及び円滑に防疫措置を実施するため、発生農場や周辺農場等には近づかないこと。

なお、県畜産課（情報班）は、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供することにより、上記のア及びイの事項について協力を求める。

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 県畜産課は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

ア CSFの発生を確認後、速やかに防疫措置が開始できるよう、県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。**国留意事項 43 の 1**

イ 防疫措置従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の豚等の飼養の有無を確認し、豚等を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。**国留意事項 43 の 2**

(2) 本県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

ア 他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。**国留意事項 43 の 3**

イ 県畜産課は、農場規模、必要な人員、当該県での防疫対応の経験等を踏まえ、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、県の「CSF及びASF防疫対策時の自衛隊災害派遣対応要領」に基づき、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

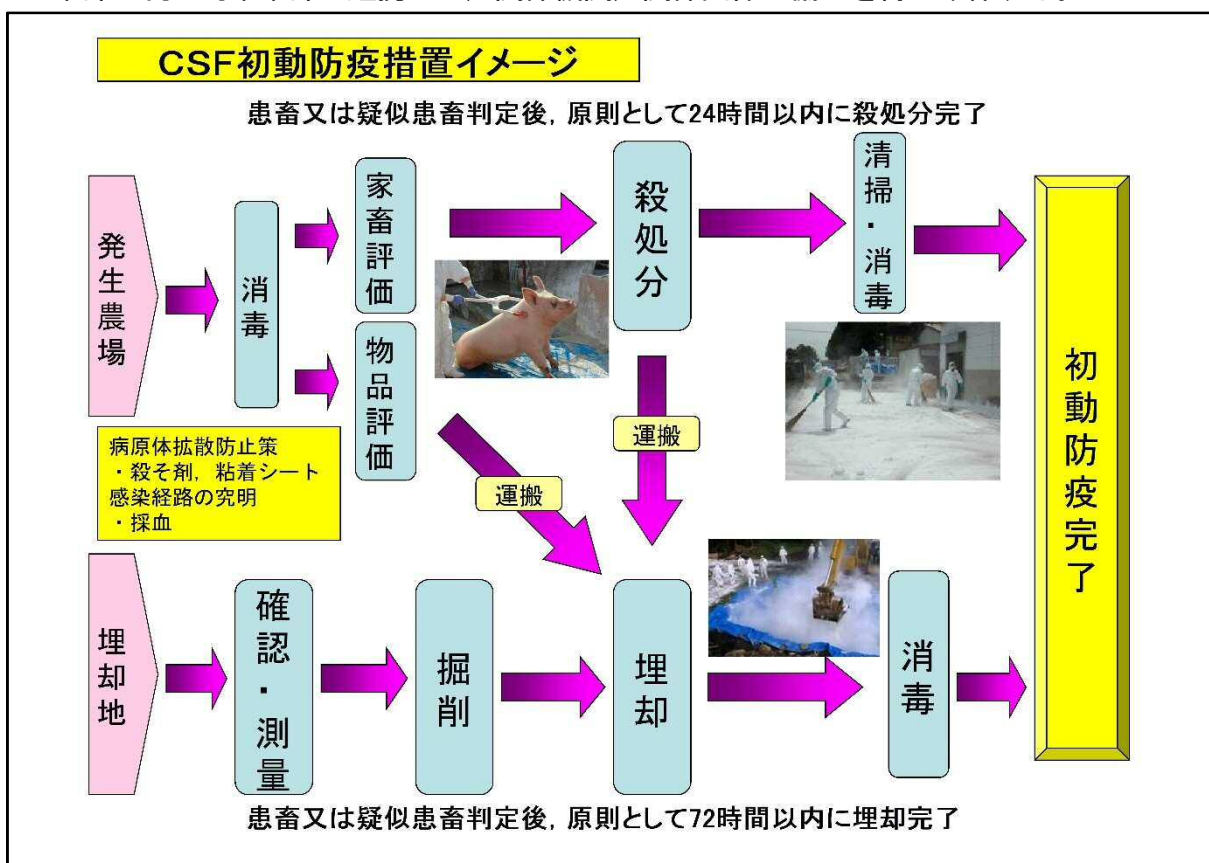
国留意事項 43 の 4

第7 発生農場等における防疫措置

1 発生農場での防疫措置概要図

発生農場においては、直ちに初動防疫措置を実施する。

発生農場での初動防疫措置は、緊急消毒、家畜・物品の評価、殺処分、清掃消毒、埋却の工程で（下図参照）、防疫措置に必要な人員（防疫措置従事者）等については、県対策本部と現地対策本部が連携して、関係機関、関係団体の協力を得て確保する。



2 発生農場における殺処分開始までの防疫措置

現地対策本部は、患畜又は疑似患畜と判定後、直ちに発生農場での殺処分等の初動防疫措置を開始する。殺処分開始までの間に家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対して、と殺指示書〔別記様式8、様式・資料編p42〕を交付する。発生農場等への出入口は原則として1か所に限定するとともに、農場外縁部及び豚舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺そ剤の散布等により病原体拡散防止のための措置を行い、ウイルスを拡げるおそれのあるすべての物品の移動を禁止する。

(1) 基本事項

ア 現地対策本部は、現地対策本部長を総括責任者とし、業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。

イ 豚等の飼養農場において作業を行っている者は、まん延防止の観点から、原則として防疫措置に当たらないこととする。

ウ 発生農場外縁部及び豚舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺そ剤の散布等により病原体拡散防止措置を行う。また、発生農場の周囲1 km以内の区域に位置する豚等飼養農場の外縁部及び豚舎周囲へ消石灰の散布を行う。

エ 防疫措置従事者は、防疫服、マスク、ゴーグル、手袋等を必ず着用し、汚染防止に努めるよう十分留意する。

(2) 法に基づく指示等

ア 家畜防疫員は、豚等の所有者に対して、CSFの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第52条の3の規定に基づき行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができないことについて説明を行う。

なお、発生農場への指示内容は、以下のとおりとする。

(ア) 患畜、疑似患畜を隔離すること（法第14条）。

(イ) 疑似患畜と同居歴あり、もしくは同居中の家畜について、移動の制限を指示すること（法第14条第3項）。発生農場と関連があり、患畜となるおそれがある豚等の所有者は、当該家畜を一定区域外へ移動させてはならないこと。

(ウ) 患畜又は疑似患畜の殺処分、焼却・埋却、汚染物品の処分をすること（法第16条、21条及び23条）。

(エ) 畜舎等を消毒すること（法第25条）。

(オ) 放牧などの業務を行っている農場では、放牧の制限を指示すること（法第34条）。

イ 発生農場の移動禁止措置

(ア) 豚等の搬出入は、家畜防疫員が許可する場合を除いて禁止する。

複数の畜舎を所有する農場では、畜舎間の豚等の移動を禁止する。

(イ) 飼料、敷料、家畜管理用具等、ウイルス汚染の恐れのあるものすべての持ち出しを禁止する。

(ウ) 豚等の所有者及び家畜防疫員以外の者の農場への立ち入りを禁止する。

(エ) 豚等の所有者及び同居人は、他の家畜飼養場所への立ち入りを禁止する。農場の従業員も同様とする。

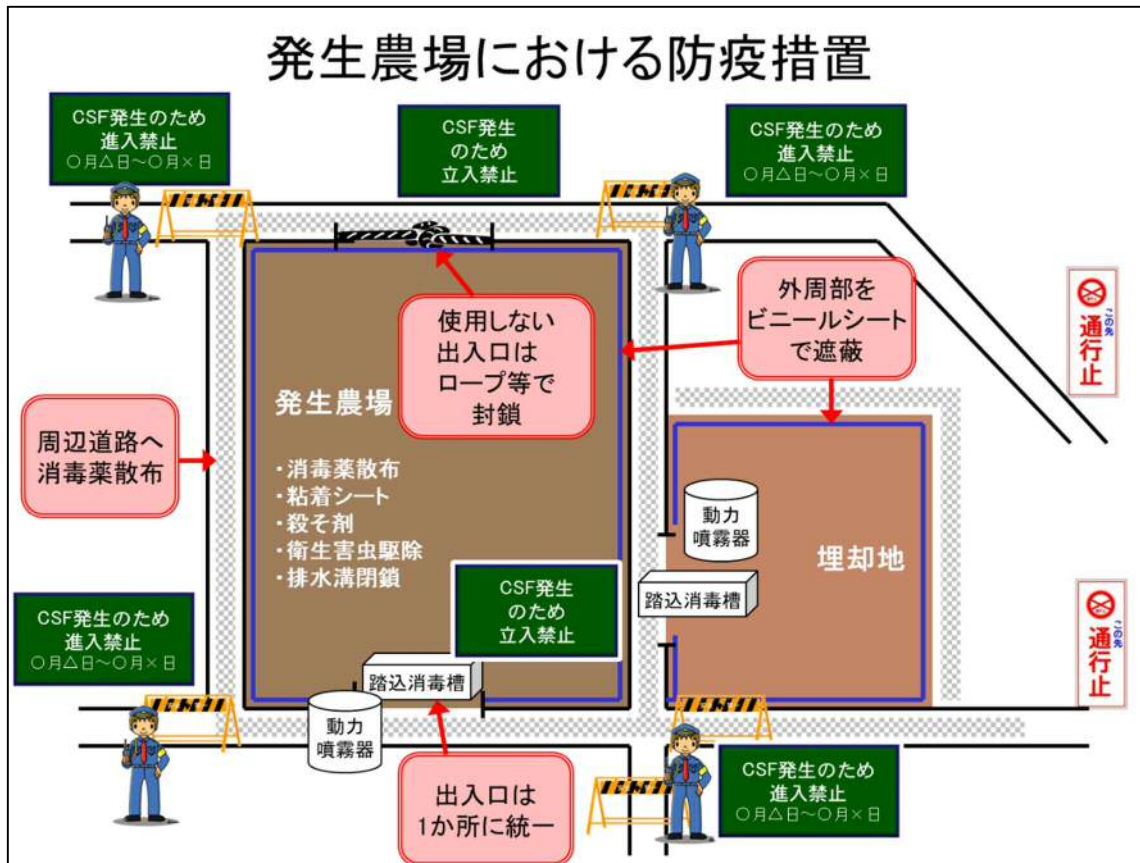
(オ) 豚等の生産物（採取された精液・受精卵、堆肥等）及び豚等の死体は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、持ち出しを禁止する。

(カ) 発生農場等の出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、網を張る等の方法により閉鎖する。また、消毒槽を設け、農場出入者を消毒する。**国指針第7の1の(2)**

(キ) 豚等の所有者及び同居人が外出する場合は、その都度着替え並びに手指及び鞋底等の消毒を徹底し、作業着及び作業靴での外出を禁止する。農場の従業員も同様とする。

(3) 感染経路の究明のために行う検体の採材

検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や、発生状況及び畜舎構造に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1豚舎当たり10頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材する。



3 発生農場での防疫措置に関する事項

(1) 防疫措置方針

患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として患畜又は疑似患畜であると判定された後、2の(1)のウの措置が完了してから、目安として24時間以内に殺処分を、72時間以内に埋却等を完了する。

また、殺処分された死体や汚染物品の処理については、原則として埋却処分を行うこととする。焼却・消毒・化製処理については、県畜産課と現地対策本部が、周辺住民への説明や同意の確認、焼却場の処理能力と処分にかかる時間等を検討し、埋却のみでは処理が困難であり、焼却・消毒・化製処理を行うことで適正に処理が行えると判断したときに、動物衛生課と協議の上、実施するものとする。

【留意事項】24時間以内の殺の完了と72時間以内の焼埋却について **国留意事項47**

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で1,000~2,000頭の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

(2) ウイルス拡散防止について

ア 発生農場には大量のウイルスが存在しているので、汚染ゾーン（発生農場・埋却地・仮設基地（一部）等）・清浄ゾーン（仮設基地（一部）・集合基地）を明確にして、ウイルスを外に持ち出さないようにする。また、作業の前後で作業者の動線が交差ししないようにすること。**国留意事項 45 の 3**

イ 防疫措置従事者が汚染ゾーンから退出する際には、動力噴霧器等で全身を消毒してから退出する。また、防疫措置に使用した資材・機材等も十分に消毒した後に持ち出す。

ウ 臨床症状が確認されている豚等の殺処分を優先して行う。

エ 野生動物の侵入及びウイルスの拡散を防止するため、必要に応じて発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシート等で遮蔽する。

オ 農場内の全ての動物は隔離し、防疫措置中の逃走防止策を講じる。

カ 畜舎外で殺処分する場合は、次の措置を講じる。

（ア）外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

（イ）豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

キ 汚染ゾーンには原則として私物の持ち込みは禁止する。

ク 作業途中にトイレ休憩をとる場合には家畜防疫員に申し出て、全身消毒等を行いウイルスの拡散を防止する。

ケ 防疫措置従事者は帰宅後、移動に利用した車両の消毒や着用した衣服の洗濯を行い、入浴をして身体を十分に洗うこと。**国留意事項 45 の 4**

コ 防疫措置に従事した日から7日間は発生農場以外の豚等に接触しないこととする。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。**国留意事項 45 の 5**

(3) 健康管理について

ア 防疫対応班の総括は、防疫措置中に定期的に休憩時間を設け、水分補給等を行うようにする。

イ 防疫対応班の総括は、作業前に防疫措置従事者に必要事項を伝達するなどして、安全を確保する。

ウ 防疫措置従事者は汚染防止のため、汚染ゾーンにおいてゴーグル・マスク・防疫服等の着脱を行ってはならない。

エ 防疫措置従事者は作業中に防疫服等の破れ・破損が認められた場合には、速やかに家畜防疫員に届け出て、新しい物に交換する。

オ 防疫措置従事者は、作業中に体調が悪くなった場合には速やかに家畜防疫員に届け出て、その指示を受けるようにする。

カ 防疫措置従事者は、入場時には防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、農場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。

キ 県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

(4) 安全管理について

ア 畜舎内は狭く暗い場所も多く、また、防疫措置に不慣れな者も防疫措置に参加することから、事故防止のために作業場所・作業内容を十分に周知する。

イ 殺処分時においては、防疫措置従事者の安全面に配慮し、豚等の保定を確実に行う。また、鎮静剤や麻酔薬の使用など動物福祉の観点からの配慮も行う。

ウ 電殺を行う際には、従事者が感電しないよう、天候なども考慮しつつ、絶縁対策を十分に行う。

エ 殺処分に用いる液化炭酸ガスボンベ等の重量物を取り扱う場合は、複数人で取り扱う等、注意を払うようにする。

オ フレコンバッグや資材等の移動・輸送の際にフォークリフトやショベルカー等の重機を使用するので、作業オペレーターへの指示・誘導や周囲への注意喚起をする係を配備する等、安全に配慮しながら作業を行う。

(5) 豚等の所有者への配慮

ア 豚等の所有者は本病の発生により精神的なストレスを受ける事例があることに鑑み、心情に配慮した言動に心掛け、作業エリア内で談笑する等の行為は慎む。

イ 伝染病のまん延防止のために犠牲となった豚等に対して、殺処分終了後に黙祷を捧げる等、哀悼の意を表す。

ウ 作業エリア内での防疫措置に関しては、ブルーシートで遮蔽するなど、必要に応じて外部から見えないようにする。

エ 殺処分作業の計画及び方法等については、事前に豚等の所有者へ十分に説明し理解を得ておく。また、計画に変更があった場合は随時説明する。

(6) 防疫措置に用いる資材について

ア 防疫措置に用いる資材は鹿児島中央家保などの備蓄資材を使用する。

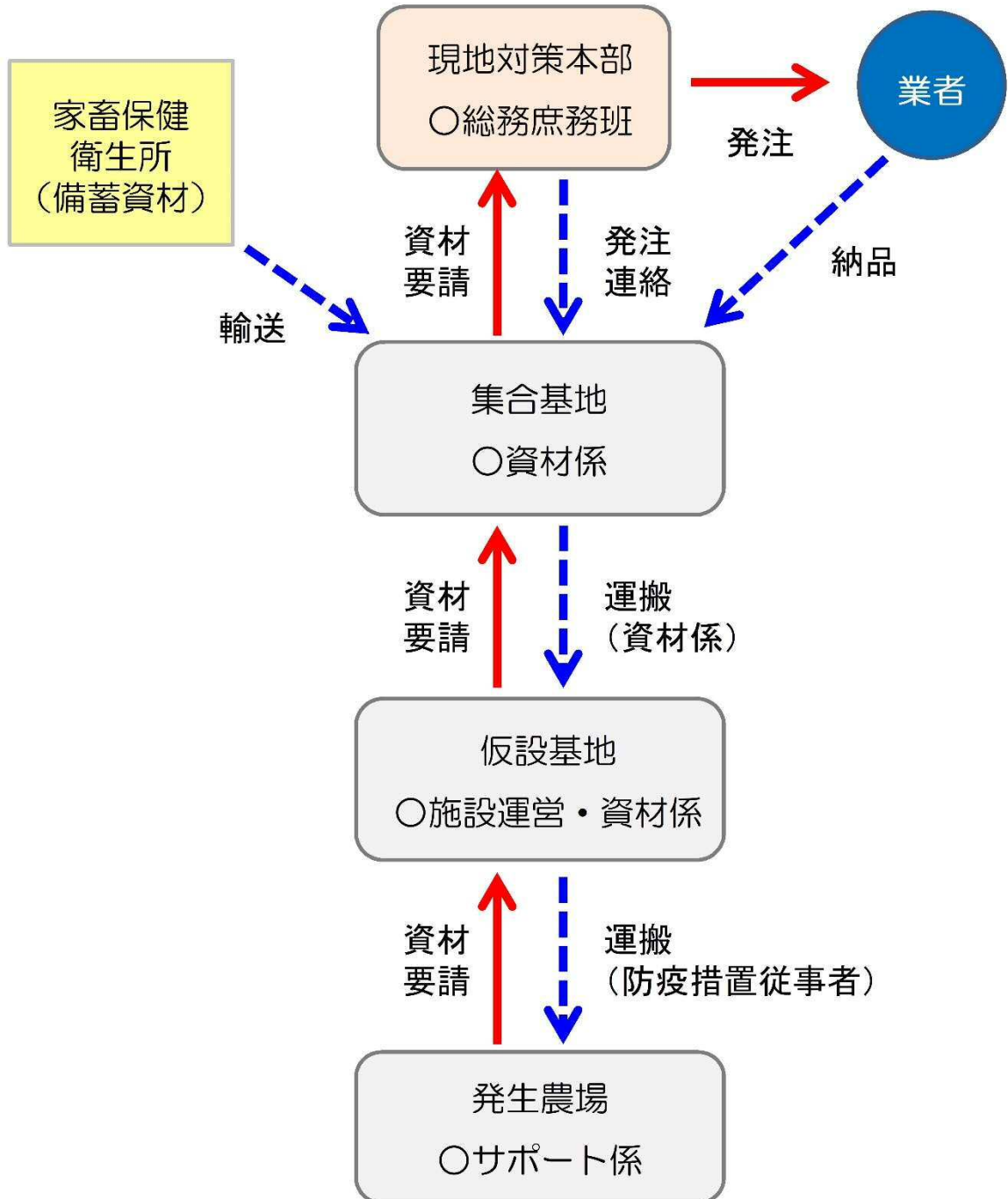
イ 備蓄できない防疫措置に必要な資材・機材等については、必要に応じて発注する。

ウ 防疫措置を開始するまでに備蓄資材は集合基地に輸送し、集合基地で保管・管理する。

エ 防疫資材の管理については、集合基地、仮設基地等の資材担当者が、リストの作成、ホワイトボード等を利用するなど情報共有につとめ、適正に管理する。

オ 各場所の資材担当係は資材が必要な場合は、発生農場 → 仮設基地 → 集合基地 → 現地対策本部の流れで要請し、現地対策本部等が業者に発注する。納品場所については集合基地とする。

資材の流れ



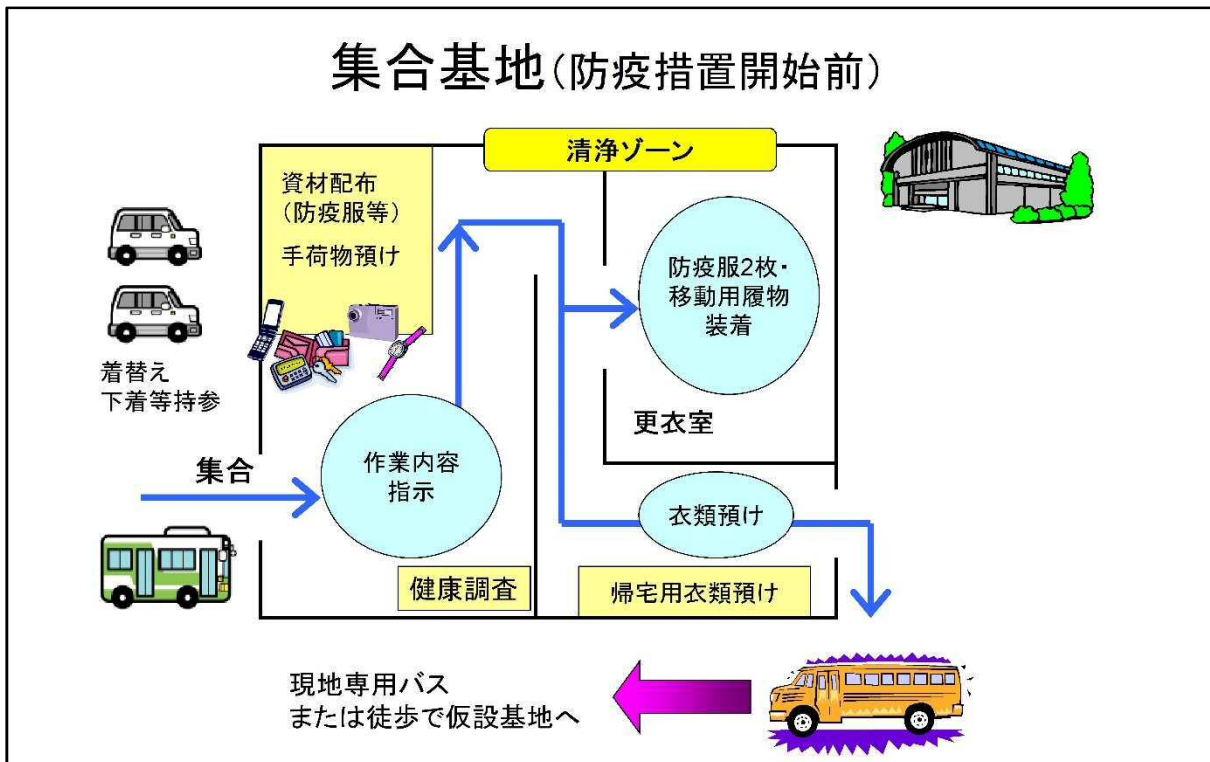
4 防疫措置従事者の行程等

現地対策本部は、豚等の飼養の有無、健康状態等を考慮して防疫措置従事者を選定、配置するとともに、作業後にウイルスを拡散させないことを念頭に置き、防疫措置従事者は、以下の行程をもって行動することとする。



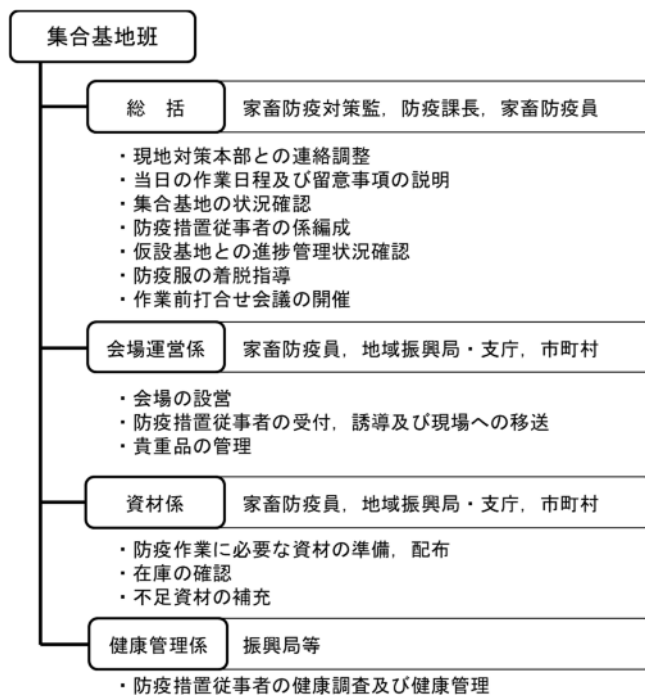
5 集合基地での作業（防疫措置開始前）

集合基地は、各地から集まる防疫措置従事者の一次的集合場所であり、全体の作業内容の説明、防疫服等への着替え、防疫資材の配付等を行う場所として利用する。



(1) 組織体制と役割分担

集合基地には現地対策本部の集合基地班を配備する。なお、各係には責任者を置く。



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括（家畜防疫対策監，防疫課長，家畜防疫員）

(ア) 現地対策本部との連絡調整

現地対策本部が策定した作業計画書及び機材，資材の確認を行う。

(イ) 当日の作業日程及び留意事項の説明

防疫措置従事者に当日の作業日程，作業内容について，農場の概要図等を用いて説明する。

a 豚等の所有者には，原則，発生農場内の防疫措置に従事させない。

b 初動防疫措置を通して防疫措置従事者の安全，健康確保のために留意事項等を説明する。

c 豚等の所有者に対し，防疫措置の立ち会い又は確認を依頼し，必要に応じて同意書等を作成する。

(ウ) 集合基地の状況確認

(エ) 防疫措置従事者の係編成

会場運営係及び健康管理係から防疫措置従事者のリストを受け取り，仮設基地と協議し，防疫措置の係編成をする。

(オ) 仮設基地との進捗状況確認

仮設基地と連絡を取り防疫措置の進捗状況を確認し，次のグループの移動等について協議する。

(カ) 防疫服等の着脱指導

(キ) 作業前打合せ会議の開催

イ 会場運営係（家畜防疫員，地域振興局・支庁，市町村）

(ア) 会場の設営

a 備蓄資材の積み降ろしのための緊急の人員（地域振興局・支庁から10～20名程度，市町村から10名程度）要請，仮設基地等への輸送用の軽トラックの手配などを行う。

b 駐車場の確保，誘導，整理を行う。

c 受付場所，防疫資材の配付場所，更衣室，集合場所，説明場所，移動用履物の交換場所，手荷物預け場所，現地専用バスへの乗り込み場所等の設置を行う。この場合，作業がスムーズに流れるように設置する。

(イ) 防疫措置従事者の受付・誘導及び仮設基地への輸送

a あらかじめ作成しておいた名簿で，出席を確認するとともに，会場内での誘導を行う。

b 集合基地から仮設基地間の現地専用バスの運行を管理する。

(ウ) 貴重品の管理

総括から責任者として指名された者が，防疫措置従事者から預かった貴重品について，慎重に管理，保管する。

(エ) 健康管理等

健康管理等について円滑に行えるように場所や時間，人数等の調整を行う。

(オ) 飲食等の手配

ウ 資材係（家畜防疫員，地域振興局・支庁，市町村）

(ア) 防疫資材の準備・配付

集合基地で着替える防疫服や移動用の履き物等，仮設基地へ持参する資材を準備し，配付する。

(イ) 資材の在庫の確認と補給

- a 資材係は資材台帳やホワイトボード等を用い，防疫資材を管理する。
- b 資材の補充が必要な場合は現地対策本部に要請する。ただし，現地対策本部から指示があった場合には，必要資材を直接発注する。
- c 要請の際には仮設基地と連絡を取り合い，誤発注や重複などを起こさないように注意する。
- d 仮設基地へ資材を輸送する。

エ 健康管理係（家畜防疫員，振興局等）

(ア) 防疫措置従事者の健康管理

防疫措置開始前の健康調査については，受付時において本人に申告させるとともに，体調が優れないとの申し出があった者には問診等を実施する。季節状況等に合わせた作業の時間，休憩等のアドバイスを行う。けが，病人等発生時には，応急的な処置を行うとともに，必要に応じ病院，救急車等を手配する。

(3) 防疫措置従事者の集合基地での流れ

ア 集合

防疫措置従事者は，指示された時間に集合基地に集合する。

着替えやすい服装で，着替え，タオル等を持参する。（宿泊予定者は泊分の着替えを用意）集合基地へは各自又は対策本部が用意したバス等を利用して集合する。

イ 受付

会場運営係は，防疫措置従事者の受付を行い，体調が優れない場合には届け出るように指示する。

ウ 作業内容の説明

総括は，防疫措置従事者を係ごとに集合させ，各係の係長を確認するとともに，当日の作業日程，防疫服の着脱方法，作業内容及び留意事項等について説明する。

エ 防疫服の受け取り

資材係は，防疫服の胸・背面にマジックで係名・所属・氏名等を大きな文字で記入するよう指導する。

オ 防疫服，キャップの着衣

防疫措置従事者は防疫服を2枚着衣し，キャップを装着する。

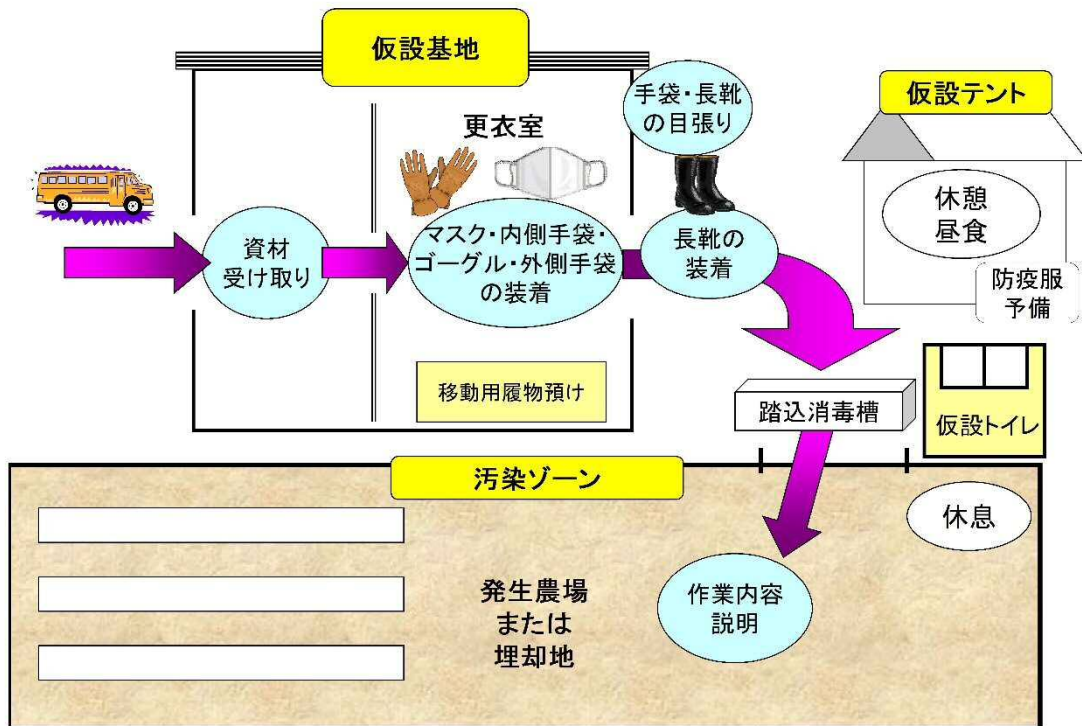
カ 作業場所への移動

手荷物預け場所で私物等を預け，移動用履物（サンダル等）に履き替えて集合基地から仮設基地まで現地専用バス等で速やかに移動する。

6 仮設基地での作業（防疫措置開始前）

発生農場及びその周辺には大量のウイルスが存在する。作業を終えた防疫措置従事者が農場，埋却地等から他の地域へウイルスを拡散させることを防止するため，仮設基地を設置する。

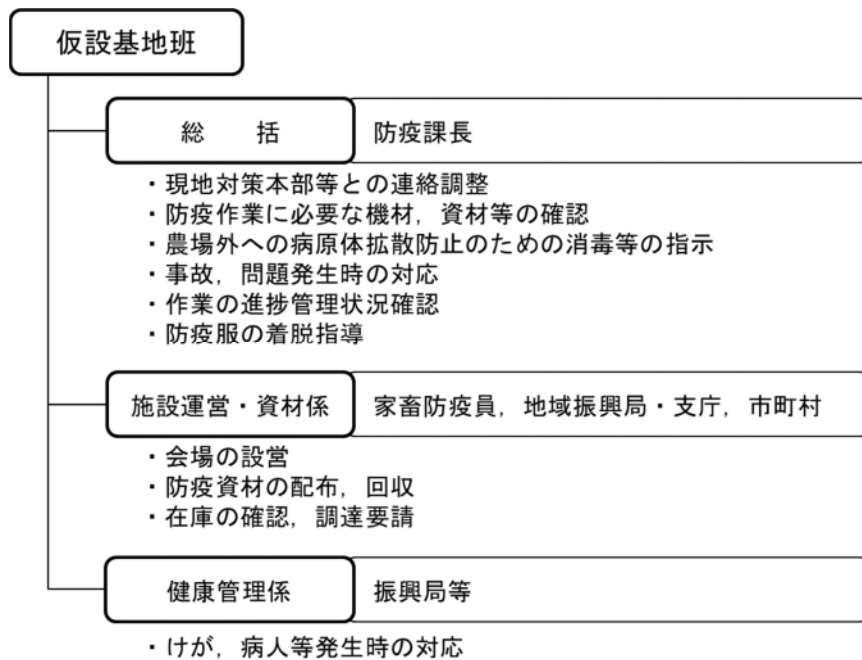
仮設基地(防疫措置開始前)



設置場所は発生農場に近く、できれば隣接地が望ましい。テントやコンテナハウス等を使って設置する。

(1) 組織体制及び役割分担

仮設基地には現地対策本部の仮設基地班を配備する。なお、各係には責任者を配置する。



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括（防疫課長）

仮設基地での作業が速やかに実行されるように指示するとともに、集合基地との連絡調整を行う。

（ア）集合基地等との連絡調整

- a 作業工程の再確認を行い、作業状況や変更事項に応じて、集合基地と協議し防疫措置従事者の調整を行う。
- b ホワイトボード等を利用し作業の進捗管理状況を確認・情報共有を行う。

（イ）防疫措置に必要な機材、資材等の確認

重機等のオペレーターの人員、機材、資材の配置の確認を行う。

（ウ）農場外への病原体拡散防止のための消毒等の指示

ウイルス拡散防止のため、防疫措置従事者等に対して動線、着替え、消毒等の指示、輸送トラック等の搬出する機材の消毒等を指示する。

（エ）事故、問題発生時の対応

健康管理係に事故、問題が発生した場合の連絡先を確認するよう指示し、発生時には集合基地に応急処置や救急搬送等の対応を依頼する。

イ 施設運営・資材係（家畜防疫員、地域振興局・支庁、市町村）

（ア）会場の設営

設営に当たっては、ウイルス拡散防止のため清浄ゾーンと汚染ゾーンを交差することのないように、作業動線、配置等を決定する。

- a テント、コンテナハウス等を利用して、着衣、脱衣、消毒、うがい、手洗い、休憩をする場所、飲料水等を確保する。
- b 消毒用の動力噴霧器の確保、水の手配を行う。
- c 防疫措置従事者の仮設基地内での誘導を行う。
- d 休憩場所・飲料水等を確保する。

（イ）防疫資材の配付、回収

- a 必要な防疫資材を配付する。
- b 使用済みの防疫資材を回収し、適正に管理する。

（ウ）在庫の確認、調達要請

- a 発生農場での防疫資材の状況を総括に聞き取り、在庫状況を把握する。
- b 資材が不足する場合には集合基地に要請する。

ウ 健康管理係（家畜防疫員、振興局等）

けが、病人等発生時の対応については、集合基地に連絡し、指示に従う。

（3）防疫措置従事者の仮設基地内での流れ

ア 防疫資材の配付・装着（手袋、マスク、ゴーグル、長靴等）

（ア）資材係は、防疫措置従事者に、作業用の資材を配付。

（イ）防疫措置従事者は、受け取った手袋、マスク、ゴーグル、長靴等を装着。家畜防疫員等が指導及び支援を行う。

イ 作業場所への移動

準備が完了した防疫措置従事者は発生農場、埋却地などの作業場所へ移動する。

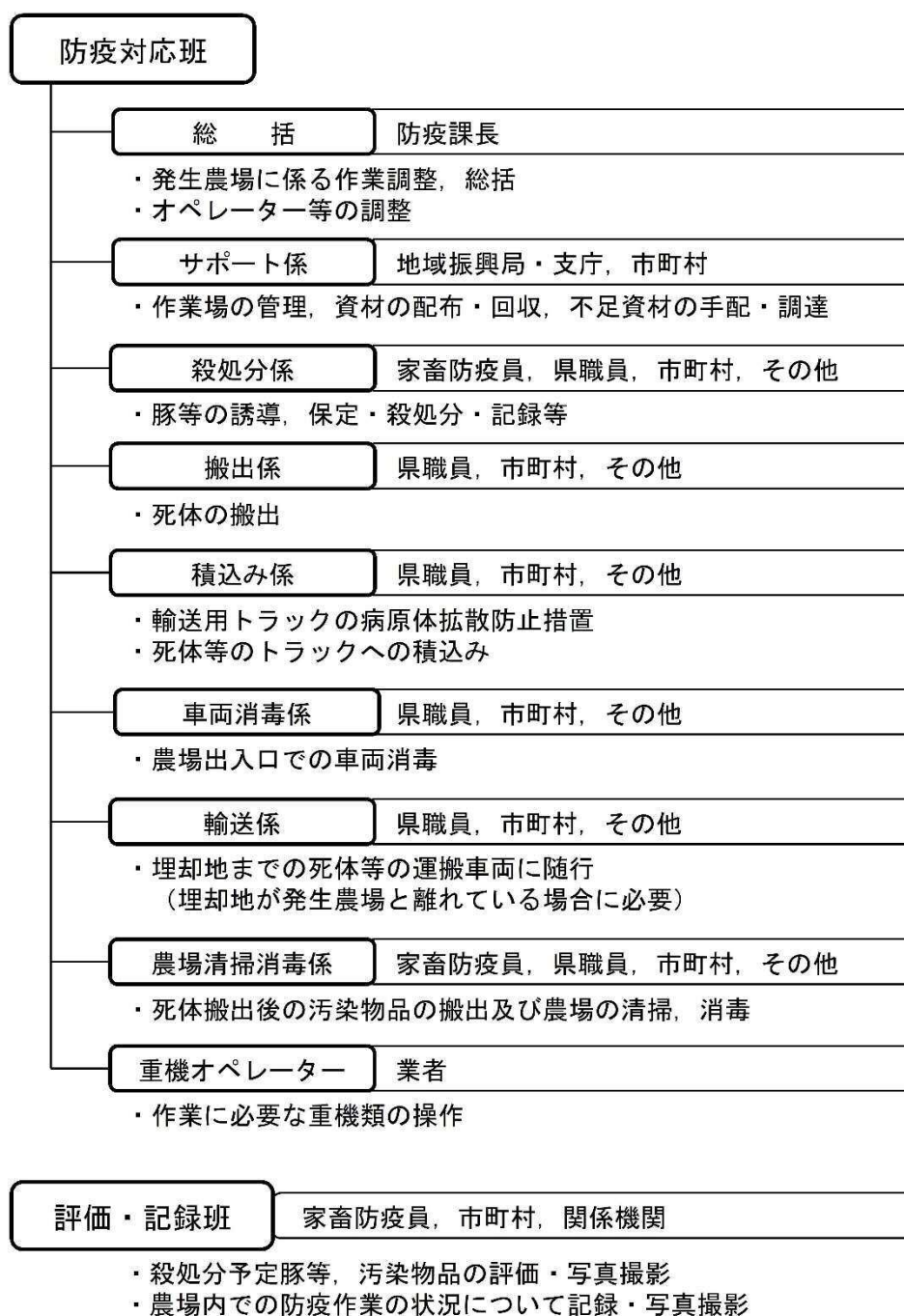
ウ 休憩時の移動

休憩時には適切な防疫服の着脱等を実施する。

7 発生農場での作業

(1) 組織体制

発生農場には現地対策本部の防疫対応班及び評価・記録班を配備する。なお、必要に応じて責任者を配置する。



(2) 各係の具体的な作業内容

ア 総括（防疫課長）

（ア）人員の確認，作業内容の説明と進行・調整

（イ）オペレーター等との調整

a 作業の工程の打合せをし，具体的に重機等を配備する。

b 作業場所を確認する。

（ウ）防疫措置従事者への作業上の留意事項の伝達

（エ）事故，問題が発生した場合の連絡先の確認と対応

イ サポート係（地域振興局・支庁，市町村）

（ア）作業場の管理，資材の配付・回収

（イ）不足資材の手配・調達

ウ 殺処分係（家畜防疫員，県職員，市町村，その他）

（ア）豚等の誘導及び保定

（イ）獣医師による薬剤投与又は電殺機，ガスによる処分

（ウ）殺処分した豚等（以下，「死体」という。）の記録

エ 搬出係（県職員，市町村，その他）

死体の搬出及び重機による搬出の補助

オ 積み込み係（県職員，市町村，その他）

（ア）埋却地までトラックで輸送する場合，ウイルス拡散防止処置シート等で死体，汚染物品等の被覆

（イ）輸送用のトラックに死体，汚染物品を積み込む時の補助

カ 車両消毒係（県職員，市町村，その他）

農場出入口での車両消毒

キ 輸送係（県職員，市町村，その他）

埋却地までの死体等の運搬車両に随行

ク 農場清掃消毒係（家畜防疫員，県職員，市町村，その他）

（ア）死体搬出後の敷料等の汚染物品の搬出

（イ）農場の清掃，消毒

ケ 重機オペレーター（業者）

（ア）ホイロローダー，トラック，バックホー等の防疫措置に必要な重機の操作については，業者へ委託

（イ）総括と作業についての打合せ

コ 評価・記録班（家畜防疫員，市町村，関係機関）

（ア）殺処分予定の豚等，汚染物品について評価・写真撮影

（イ）農場内での防疫措置の状況について記録・写真撮影

(3) 防疫措置従事者の農場内での作業の流れ

ア 作業前の説明（総括）

（ア）防疫措置従事者は，係ごとに整列し，人員を確認する。

（イ）作業行程の説明を行うとともに，作業上の注意点についても十分に説明し，安全性の確保に努める。なお，具体的な作業については，家畜防疫員が説明する。

（ウ）作業の途中で気分が悪くなった場合や，事故等発生した場合には速やかに家畜防

疫員に届け出るように指導する。

イ 評価（評価・記録係）

（ア）豚等の所有者及び評価人等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（ただし、多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、体型・骨格がわかる様に写真を撮り、記録する。また、精液、受精卵、飼料、堆肥、薬品等の汚染物品の評価も同時に行う。

国指針第7の6の(3)

（イ）殺処分等の防疫措置の状況等を写真等に記録する。

（ウ）円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、殺処分時に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

国指針第7の1の(8)

ウ 殺処分・搬出・積込み（殺処分係、搬出係、積込み係、車両消毒係、輸送係）

（ア）臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。

国指針第7の1の(5)

（イ）と殺に当たっては、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

（ウ）殺処分

と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素ガス等の方法により迅速に実施する。

国指針第7の1の(7)

<豚の大きさに応じた殺処分方法>

	薬殺（心注）	鎮静+薬殺	電 殺	ガス殺
哺乳豚	○		○	○
子豚～肥育		○	○	○
繁殖母豚		○	○	
種雄豚		○	○	

1班あたりの人員は概ね14名（殺処分係11名、搬出・積込み係等3名、殺処分係のうち獣医師は2名）

a 薬殺（心注）

哺乳豚については、一人の保定者が豚を仰臥位で保定し、他の保定者が豚の後肢を押さえ、獣医師が薬剤を心臓に約10ml注射する。

b 鎮静+薬殺

（a）肥育豚、繁殖母豚、種雄豚の殺処分については、狭い豚房などで実施せず、処分後の死体を搬出しやすい他の豚房等へ誘導した上で行う。

（b）獣医師が鎮静剤を筋注し、鎮静した豚は保定せずに耳翼静脈から薬剤5mlを注射する。

(c) 肥育豚、繁殖母豚、種雄豚以外の豚は、鎮静後（投与後5～10分）にキーパーで保定し、獣医師が頸部血管内もしくは心臓に薬剤を注射する。

c 電殺

(a) 上記bと同様に殺処分場所へ追い込み、豚の頭部を左右から挟み約7秒通電する。次いで心臓部を同様に挟み、通電する。（約30秒～1分程度）

(b) 電殺は、原則、獣医師が担当し、各電殺機の電源を操作する担当者を配置する。

d ガス殺

(a) 哺乳豚、子豚～肥育豚の大きさに適用。深型トラック、豚用コンテナ、フォークリフト、二酸化炭素ガス等の重機、機材等が必要。

(b) 最初に、豚をコンテナ等に追い込む。次に、フォークリフトでコンテナからダンプの荷台に豚を移動させ、荷台をブルーシートで覆う。ブルーシートと荷台の隙間から二酸化炭素ガスを注入（約3分）する。豚は5分程度で死亡する。（30kgの二酸化炭素ガスポンペは約15m³分。）

(c) 豚が静止後、ガスが抜けたことを確認してから、獣医師が死亡を確認する。

(d) その他に、フレコンバック等をガス室として利用し、殺処分を行うことも可能。

エ 車両消毒（車両消毒係）

(ア) 農場出入口で、動力噴霧器を用いて出入りする車両、重機等の消毒を行う。

(イ) 農場出入りの都度、車両表面全体を十分に消毒する。運転手及び車両内部も厳重に消毒する。

オ 輸送（輸送係） **国指針第7の2の(2)**

農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、発生農場から埋却地まで死体、汚染物品等を輸送する場合は、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

(ア) 当該死体を十分に消毒する。

(イ) 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部をシートで覆う等の措置を講ずる。

(ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(エ) 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(オ) 移動中は消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

(カ) 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で掲示する〔制限の対象外（「移動制限除外証明書」）様式・資料編p45～66〕。

(キ) 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する（死体の輸送に限る。）。)

(ク) 運搬終了後は、車両及び輸送に使用した資材を直ちに消毒する。

(ケ) 移動経過を記録し、保管する。

※ 死体、汚染物品の積込み等は、搬出係、積込み係と協力して行う。

カ 農場清掃・消毒（法第25条）（農場清掃消毒係）

(ア) 死体搬出後、汚染物品を搬出する。搬出作業はショベルローダー等の重機、フレ

コンバック等の資材も活用する。

(イ) 病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際にねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺そ剤の散布等を行う。**国指針第7の5**

(ウ) 汚染物品は、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液又は受精卵にあつては、病性等判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く）、排せつ物、敷料、飼料並びにその他ウイルスにより汚染したおそれのある物品とし、原則として埋却処理するため、積込み係、輸送係と連携しながら搬出する。

(エ) 家畜管理用器具類は、消毒が容易なものを除き埋却する。

【留意事項】 汚染物品の処理について 国留意事項 48

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、国の指針第7の3の(1)の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点
- 3 スラリー、尿及び汚水については、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを0.5%添加し、攪拌後、30分以上経過した時点

(オ) 汚染物品搬出後、畜舎内の清掃は、上部から下部へ、農場奥から出口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、排せつ物や塵埃等の除去を隅々まで行う。畜舎周囲も同様に清掃する。

(カ) 清掃終了後、畜舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、逆性せっけん液等の消毒薬で、清掃作業と同様に農場奥から出入り口に向かい消毒、更に消石灰を散布する。

(キ) すべての作業終了後には、使用した重機、機材等も厳重に消毒する。

(ク) 規則第30条の基準に従い、農場の消毒作業は少なくとも1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高圧蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。**国指針第7の4**

【留意事項】 と畜場等における発生時の防疫措置について 国留意事項 49

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、国の指針第7の1から4までに準じた防疫措置を講じる。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると

殺についても検討する。

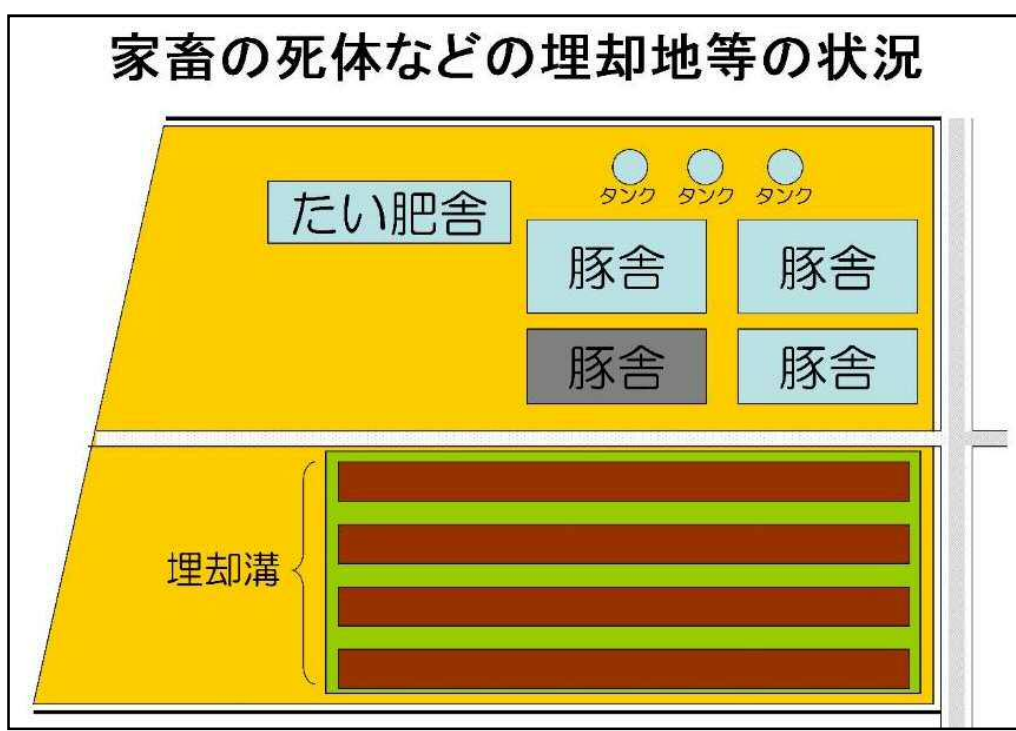
また、国の指針第7の4に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。

このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局と畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施する。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施する。

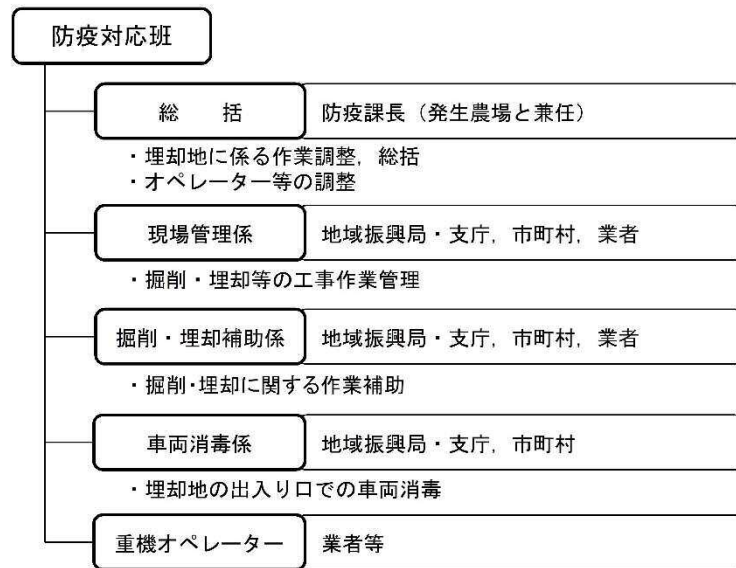
8 埋却場所での作業

埋却場所は、原則として発生農場内又はその近くに確保するよう努める。なお、発生農場内あるいはその付近での埋却地の確保が困難な場合は、7の(3)のオの事項に留意して埋却地まで輸送する。埋却場所が仮設基地から離れた場所であった場合には、現地対策本部と協議の上、ウイルス拡散防止を考慮しながら、防疫措置従事者が作業を行えるようにする。



(1) 組織体制

埋却場所には現地対策本部の防疫対応班を配備する。



(2) 作業の流れ

ア 総括（防疫課長 [発生農場と兼任]）

(ア) 掘削作業前の確認, 打合せ

- a 対策本部が作成した作業計画書及び資材の数量, 配置場所を確認する。
- b 埋却溝の掘削位置や重機の作業位置, 輸送車両による死体搬入時の作業動線を確認する。

(イ) 防疫フェンス設置の指示

- a 作業計画書を基に現場管理係（業者）への防疫フェンスの仕様や設置の位置等の打合せを行う。
- b 設置後は計画に沿った物であるか設置状況を確認する。

(ウ) 埋却溝掘削作業の指示

- a 作業計画書を基に現場管理係（業者）への掘削・埋却計画について指示する。
- b 重機類の搬入を指示し, 掘削を開始させる。

(エ) 死体・汚染物品投入作業の準備

- a 仮設基地より入場してきた防疫措置従事者（業者以外）を集合させる。
- b 防疫措置従事者を班ごとに編成, 整列させ, 点呼を行い人員を確認する。
- c 対策本部が作成した作業計画書に基づいて各班の作業内容の説明及び打合せを行う。
- d 作業内容等について説明を行うとともに, 作業上の注意点についても十分に説明し, 安全性の確保に努める。
- e 作業の途中で気分が悪くなった場合や, 事故等が発生した場合には速やかに届け出るように指導する。
- f 埋却に関する資材の準備を指示する。
- g 消石灰散布の終了後は, 地下水汚染の可能性がある場合など状況により掘削・埋却補助係に埋却溝掘削面へ浸透防止のブルーシートの設置を指示する。

- h 消石灰散布に際しては、飛散しないよう注意する。
- (オ) 死体及び汚染物品投入の指示
 - 発生農場からトラック等で運搬・搬入された死体等を埋却溝へ投入するよう指示する。
- (カ) 埋め戻し作業の指示
 - a 死体・汚染物品の投入完了後、消石灰を散布させる。
 - b 消石灰散布後、死体の上に2m以上の覆土となるよう埋め戻しを指示する。
- (キ) 埋却地への消石灰散布作業の指示
 - 重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させ、その後、埋却地全体が、均一に被覆されるように防疫措置従事者に竹ホウキなどで拵げさせる。
- (ク) 撤収作業の指示
 - a 埋め戻し完了後、埋却地には規則第30条により立て看板を設置する。
 - b 立て看板には病名、家畜の種類、埋却年月日、発掘禁止期間（3年）を記載する。
 - c 作業終了後に防疫フェンスを撤去させる。
 - d 全ての作業終了後、重機、機材及び資材等の清掃・消毒を指示し、消毒済みの重機等を搬出させる。
 - e 機材の搬出が終了したら、防疫措置従事者を集合させ、点呼を行い人員を確認する。
 - f 最後に防疫措置従事者を消毒させた上で埋却地より退場させ、仮設基地で防疫用具を廃棄する。

<規則第30条に基づく立て看板の例>

告

当地は、家畜伝染病予防法第24条の規定に基づき、下記のとおり発掘を禁じます。

[病名]	CSF（豚熱）
[家畜の種類]	○
[埋却年月日]	○○年○○月○○日
[発掘禁止期間]	上記埋却年月日から3年間

○○年○○月○○日
○○家畜保健衛生所

イ 現場管理係（地域振興局・支庁，市町村，業者）

(ア) 防疫フェンスの設置

- a 仮設基地にて防疫服・手袋・長靴・ゴーグル・ヘルメットを着用し、埋却地へ入場する。
 - b 埋却地周囲に設置する防疫フェンスの仕様や設置の位置等について総括と打合せを行う。
 - c 防疫フェンスは鉄パイプ等を組み、ブルーシート又は寒冷紗を括り付けて製作する。
 - d 防疫フェンスの高さは外部から視線を遮蔽できる様におおよそ3mになるよう設置する。
- (イ) 埋却溝掘削作業の指示
- a 作業計画書を基に掘削・埋却作業について総括と打合わせを行う。
 - b 以後の役割としては総括の下、重機オペレーターへの指示、監督が主な役割となる。
 - c 重機の搬入を指示する。
 - d 掘削、埋却作業について重機オペレーターと打合せを行い、掘削作業を開始、作業中は作業を監督する。
 - e 掘削の完了した埋却溝の底面及び法面に消石灰を散布させ、その上に状況によりブルーシート敷設完了後、再度消石灰を散布させる。
 - f 消石灰散布は1kg/m²を目安に散布させる。
- (ウ) 死体・汚染物品投入作業の指示
- a 発生農場より輸送車両にて運搬されてくる死体等の投入作業を指示する。
 - b 死体は、直接又はフレコンバックに詰めた後、重機で吊り上げるなどして埋却溝底に並列に並べるように投入させる。
 - c フレコンバッグ等に詰められた汚染物品を重機で吊り上げて投入する作業の指示を行う。
- (エ) 埋め戻し作業の指示
- a 投入完了後の埋却溝に重機を使用して消石灰を散布させる。
 - b 掘削・埋却補助係によりブルーシートを埋却溝に投げ入れた後、死体の上2m以上の覆土となるよう埋め戻しを指示する。
- (オ) 埋却地への消石灰散布作業の指示
- a 重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させる。
 - b 細かな部分は他の防疫措置従事者が行う。
- (カ) 撤収作業
- a 作業の最後に防疫フェンスを消毒し、撤去する。
 - b 全ての作業終了後、重機、機材及び資材等の清掃・消毒を指示し、重機等を消毒後に搬出させる。
 - c 最後に全身を消毒した上で埋却地より退場し、仮設基地で防疫用具を廃棄する。
- ウ 掘削・埋却補助係（地域振興局・支庁、市町村、業者）
- (ア) ブルーシートの設置（状況により実施することとし、杭打ち、シートを広げる、杭に結びつける。）
- a ロープを約3mの長さに切断する。
 - b ブルーシートの両端に2m間隔にロープを結んでおく。

- c 1本目の埋却溝の掘削が終了した後、総括の指示に従い、埋却溝辺縁より1m離れた場所に2m間隔の距離で杭を打つ。
 - d 掘削面にブルーシートを広げ、シート上端が地表から1m程度下がる状態でロープを杭に結び付ける。
 - e 次のブルーシートは設置したシートと2m重ね、同様の方法で設置する。
- (イ) 埋却溝への消石灰散布の補助
埋却溝掘削及びブルーシートを設置し、死体・汚染物品投入後に重機によって消石灰の散布をするが、袋入りの場合、まずバケットに消石灰を投入し、その後散布する。
- (ウ) 死体投入時の補助
死体を詰めたフレコンバックのひもを、バケットのツメにかける。
- (エ) ブルーシート投げ入れ
埋却溝への死体・汚染物品の投入と消石灰散布が終了後、総括の指示に従い、シートを留めていた杭を引き抜き埋却溝へ投げ入れる。
- (オ) 埋却地への消石灰散布補助
死体・汚染物品の埋却溝への投入、埋め戻し、重機による埋却地の消石灰散布が終了後、総括の指示に従い、埋却地全体が消石灰で均一に被覆されるよう竹ホウキ、バケツ等を利用し拡げていく。

【作業上の注意】

重機周辺、埋却溝付近など危険な場所での作業が多いことから次の点に注意する。

- 1 重機周辺で作業をする時は必ずヘルメットを着用する。
- 2 埋却溝の法肩（端）に近づかない。
- 3 重機の旋回範囲内（重機が届く範囲）には立ち入らない。
- 4 重機周囲での作業が必要な場合（特に処分家畜の吊り下げ作業、消石灰のバケットへの投入）は、重機のバケット等が停止したことを確認し、オペレーターとの確認が取れてから重機に近づき作業を行う。作業終了後は速やかに重機から離れる。

エ 車両消毒係（地域振興局・支庁、市町村）

- (ア) 埋却地入場、退出時の車両、重機等の消毒
- a 埋却準備が完了、死体の搬入が開始されるとの連絡を受けた総括からの指示を受け、埋却地出入口に設置してある動力噴霧器の付近に待機する。
 - b 運搬車両の入場時、埋却地出入り口付近にて停止させる。
 - c 動力噴霧器を稼働させ、車両全体を消毒する。
- ※ 死体を運搬する車の運転手は原則として作業中は車外に出ないこととする。車外に出入りする際は運転手、車両内部についても消毒実施する。
- d 運搬車両の退出時も同様に埋却地出入り口付近にて消毒をする。特に死体を搭載していた荷台、被覆していたブルーシートは念入りに消毒する。
- (イ) 作業終了後の車両、重機等の消毒
- a 埋却地におけるすべての作業終了後、総括の指示を受け出入り口付近へ移動、作業に使用した車両、重機、運転手、オペレーターを動力噴霧器で消毒する。

- b すべての死体の運搬作業が終了した時点で、総括の指示を受け、その他作業に移行する。

オ 重機オペレーター（業者等）

（ア）重機の搬入

- a 仮設基地にて防疫服・手袋・長靴・ゴーグル・ヘルメットを着用し、重機に搭乗し、操作する。
- b 現場管理系の指示に従い重機を搬入する。

（イ）埋却溝掘削作業

- a 現場管理系より掘削・埋却計画の説明を受け、打合せを行う。
- b 現場管理系の指示に従い、埋却溝を掘削する。

（ウ）死体・汚染物品投入作業

輸送車両にて発生農場より運搬されてきた死体を、掘削・埋却補助係と連携して埋却溝に投入する。

（エ）埋め戻し作業

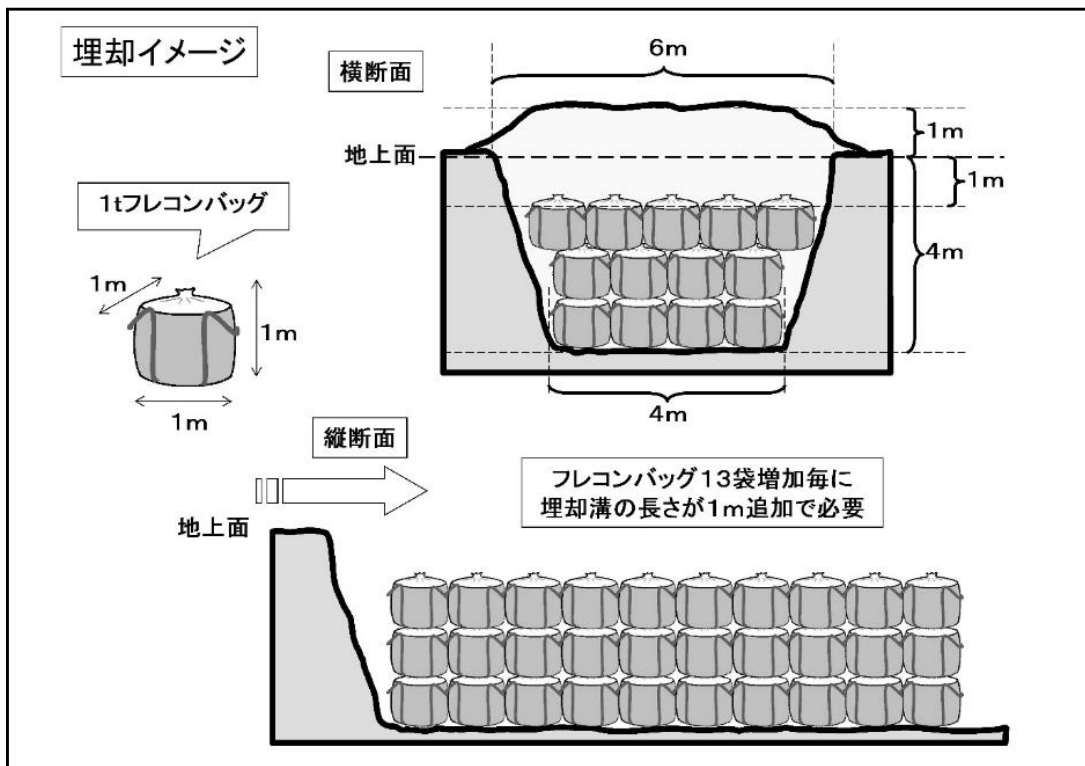
- a 投入完了後の埋却溝に重機を使用して消石灰を散布する。
- b 掘削・埋却補助係によりブルーシートの埋却溝投げ入れ後、死体の上2m以上の覆土となるよう埋め戻しする。

（オ）埋却地への消石灰散布作業

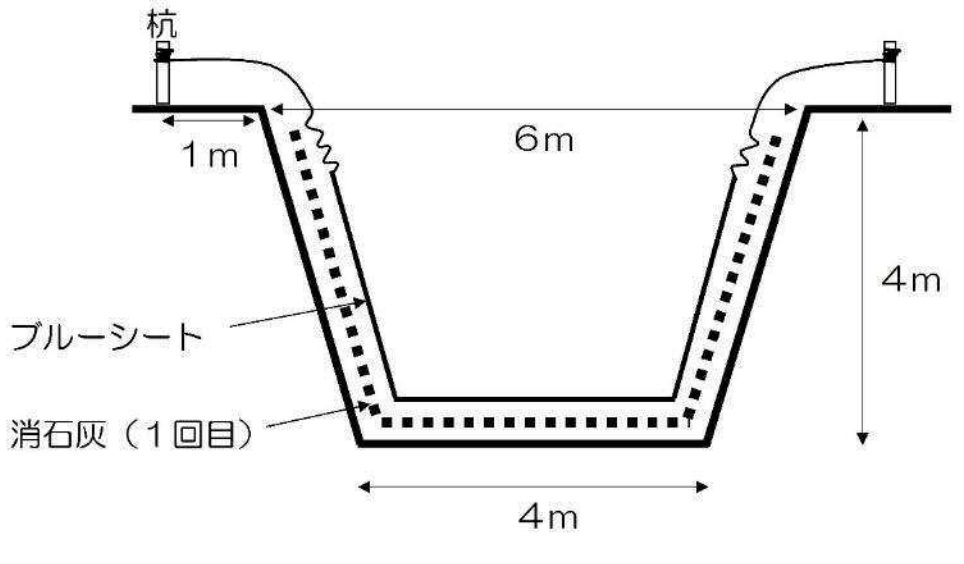
- a 埋却終了後、重機を用いて埋却地の広範囲に消石灰を散布させる。
- b 細かな部分は他の防疫措置従事者が行う。

（カ）撤収作業

- a 全ての作業終了後は重機の消毒を行う。
- b 消毒完了した重機を埋却地より搬出する。
- c オペレーター自身も消毒を行った後、埋却地を退場後仮設基地にて脱衣する。



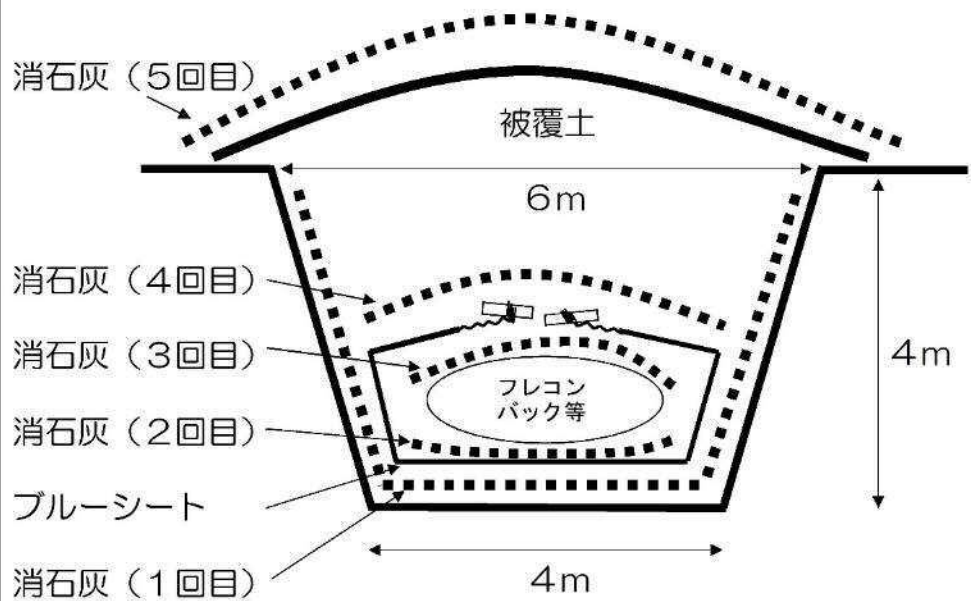
【シート設置図例】



- ①埋却溝掘削
- ②消石灰散布 (1回目)
- ③ブルーシート設置
- ④消石灰散布 (2回目)
- ⑤家畜, 汚染物品の投入
- ⑥消石灰散布 (3回目)

- ⑦ブルーシートの投げ入れ
- ⑧消石灰散布 (4回目)
- ⑨埋め戻し
- ⑩消石灰散布 (5回目)
- ⑪看板の設置

【最終断面図例】



9 発生農場からのウイルス散逸防止

発生農場からのウイルス散逸を防止するため、防疫措置従事者は、防疫服等の適切な着脱と効果的かつ効率的な消毒等によりウイルスの封じ込めに留意する。

(1) 衣服の着脱等について

ア ウイルスが付着した衣類等による交差汚染を防止するため、「第7 発生農場等における防疫措置」を行う際には適切に防疫措置用衣類（長靴・手袋等）を着脱する〔「防疫服、防疫用具等の着衣・脱衣等手順」本編 p77～81〕。

(2) 消毒等について

ア 消毒の方法

(ア) 発生農場における消毒

a 対象

農場出入口は1か所とし、防疫措置、連絡等のため発生農場に出入りする車両や人等に対して実施する。

b 方法

(a) 車両は、車体を腐食しにくい逆性石けん液等を用い、車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて車両全体、特にタイヤ部分を入念に噴霧する。

(b) 器具等はあらかじめ消毒済のものを使用し、使用後に逆性石けん液等の消毒薬を噴霧（又は浸漬）する。

(c) 手指についてはディスポーザブル手袋を使用する。

(d) 退出時は消毒専任従事者を配置する。

(イ) 埋却場所及び周辺敷地の消毒

a 方法

散水車等により逆性石けん液等の散水及び消石灰の散布を行う。

(ウ) 畜舎、倉庫、事務所及び堆肥舎等の消毒

a 方法

(a) 畜舎等の施設には、動力噴霧器により逆性石けん液等の消毒薬を噴霧する。

(b) 農機具等は、逆性石けん液等の消毒薬を噴霧又は浸漬する。

(c) 堆肥等は、消石灰を散布後、埋却処理する。

(d) スラリー、尿及び汚水には、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを0.5%添加し、攪拌する。

イ その他

(ア) 衛生害虫及びねずみ等の駆除

a 衛生害虫は、有機リン製剤等の散布により駆除する。

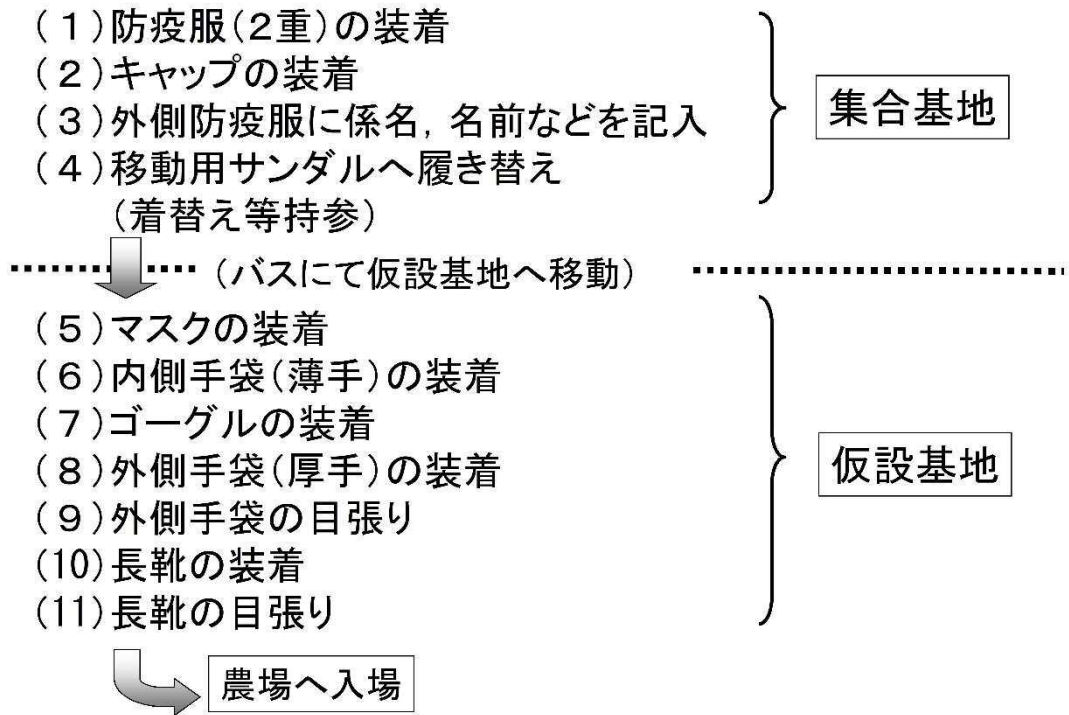
b ねずみは、粘着シートやクマリン等の殺そ剤により駆除する。

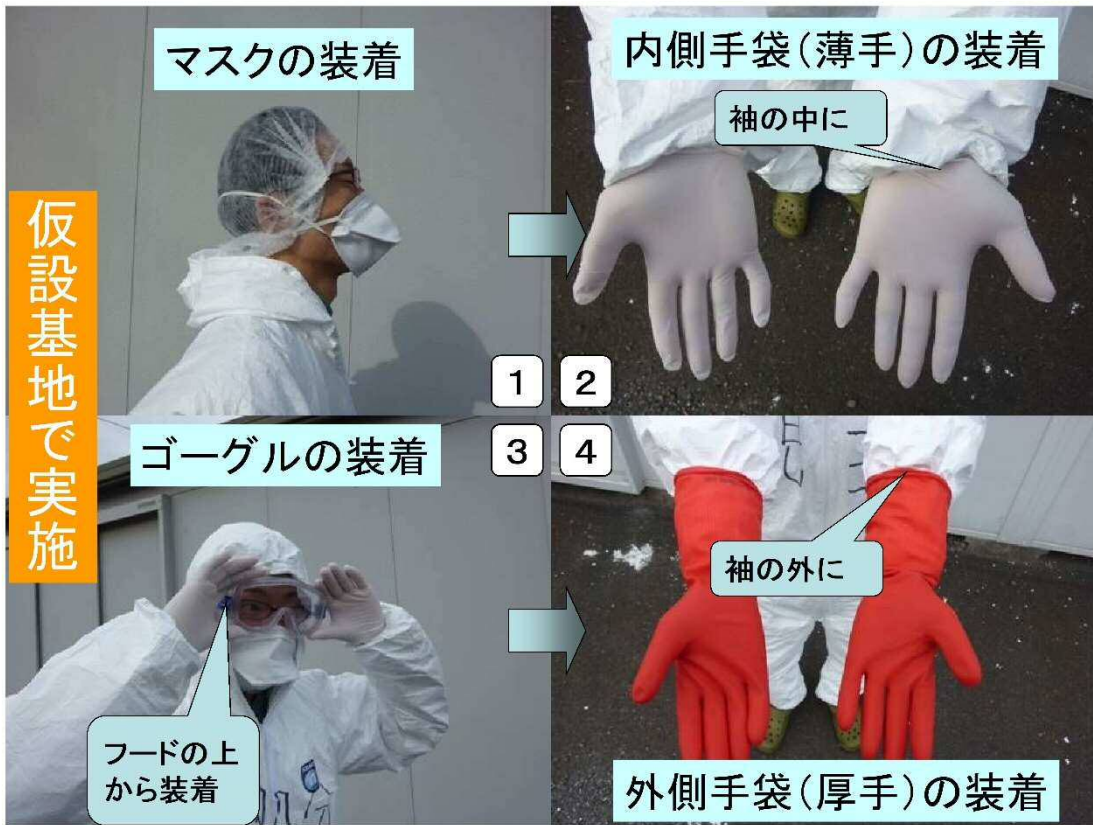
c 野生動物の侵入防止対策を実施する。

ウ CSFウイルスに効果のある消毒薬

次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等

防疫服・防疫用具の着衣等手順





防疫服・防疫用具の脱衣等手順

- (1) 踏込消毒後，動力噴霧器等による全身消毒
- (2) 手袋・長靴の目張りの廃棄
- (3) 長靴を脱ぎ，仮設基地内へ入場

仮設
テント外

- (4) 外側手袋・ゴーグルの廃棄
- (5) 外側防疫服の廃棄
- (6) マスク・キャップの廃棄
- (7) 内側手袋の廃棄
- (8) 洗顔・手洗・うがいの実施

仮設テント

↓ (仮設基地用サンダルを履き，併設の仮設基地へ移動)

- (9) 内側防疫服の廃棄
- (10) 新たな防疫服・移動用衣服※の着衣

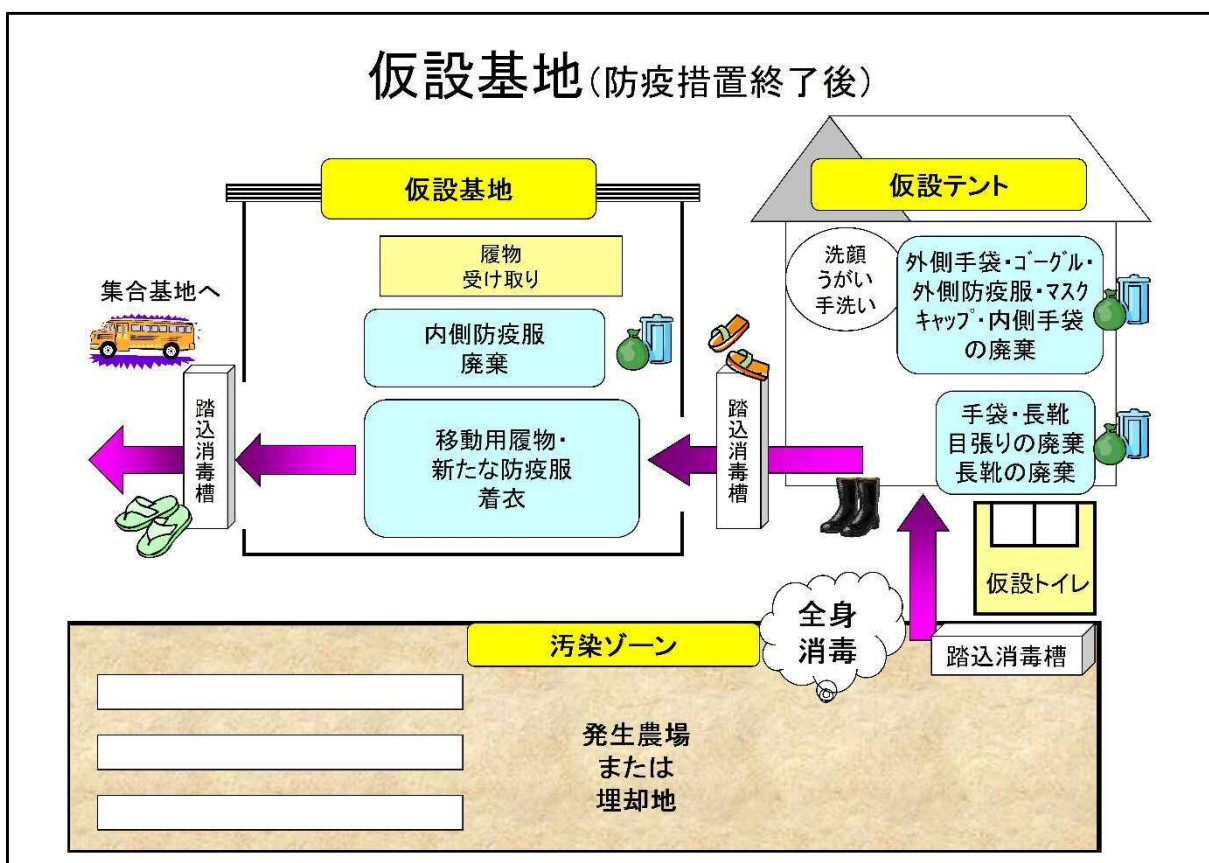
仮設基地

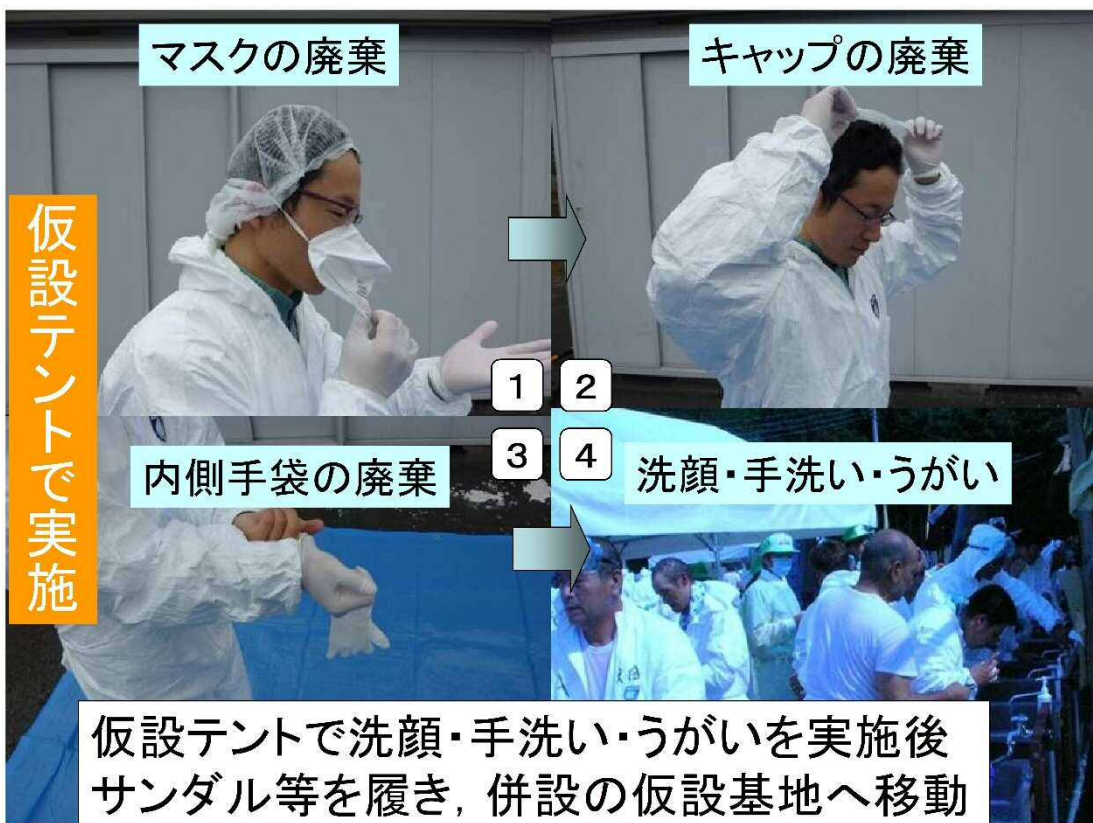
↓ (移動用サンダルを履き，踏込消毒後，バスで集合基地へ移動)

- (11) 防疫服を廃棄し，脱衣後，シャワーを実施
- (12) 衣服の交換(下着等を含む)※

集合基地

※ 移動用や着替え用衣服は各自で用意・持参。



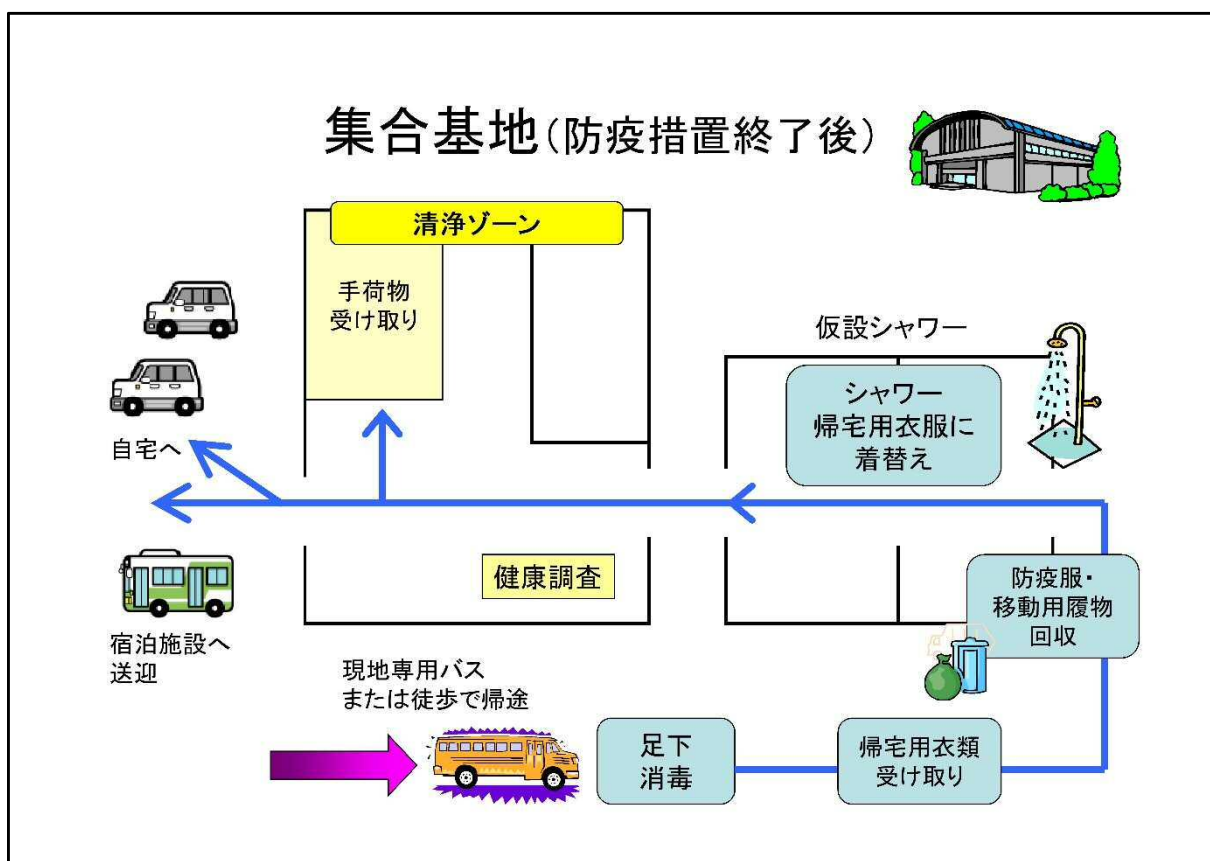




移動用サンダルを履き, 踏込消毒後バスで
集合基地へ移動

集合基地で脱衣し, シャワー後, 衣服の交換※

※ 移動用や着替え用の衣服は各自で用意・持参。



10 防疫措置後の留意事項

防疫措置により防疫措置従事者がウイルスを散逸させることのないよう、次の事項に留意する。

(1) 防疫措置従事者

発生農場における防疫措置は、原則として豚等の飼養者は従事しない。

(2) 衣類等

ア 防疫措置に係る衣類等の着脱場所・方法については、現地責任者（家畜防疫員等）の指示に従い的確に対応する。[本編 p77～81]

イ 帰宅する際は靴底の消毒を徹底する。

ウ 帰宅後は速やかに入浴及び洗髪するとともに、着用した全ての衣服を速やかに洗濯する。

(3) 携行品等

発生農場には、腕時計、携帯電話、カメラ等の私物は持込禁止とし、発生農場に持ち込んだ物品は、原則として廃棄する。

(4) 豚等との接触禁止

原則として、防疫措置従事者は作業後7日間は発生農場以外の豚等との接触を禁止する。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日間まで短縮できるものとする。

11 健康管理・対策

防疫措置による健康への悪影響を回避するため、作業中及び作業後に体調が優れない場合は、現地責任者へ申し出る。

(1) 作業中の留意事項

ア 熱中症及び脱水症を起こさないよう、適宜、水分補給（スポーツドリンク等）及び休憩をとる。

イ 気分や体調が悪くなったりケガをした場合は、無理をせず、すぐに現地責任者に申し出る。

ウ 作業中、豚等に噛まれる等でケガをした場合は、速やかに医療機関を受診する。

エ 防疫措置に使用する消毒剤は、水に溶けると強アルカリとなり、皮膚や粘膜に障害を起こすことがあるため、肌や眼に触れないよう取り扱うとともに、防疫服等を適切に着用する。

オ 消毒剤が眼に入った場合は、応急処置としてきれいな水で洗い、直ちに眼科を受診する。

カ 消毒剤が皮膚に付着した場合は、汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を流水と石鹼等を用いよく洗い、皮膚刺激がある場合や気分が悪い時は、医療機関を受診する。

キ 消毒剤を吸入した場合は、新鮮な空気のある場所へ移動するとともに、呼吸しやす

い姿勢で休憩し、なお、気分が悪いときは医療機関を受診する。

ク 消毒剤を誤って飲み込んだ場合は、応急措置としてきれいな水で口をすすぎ、医療機関を受診する。

(2) 作業終了後の留意事項

ア 熱中症及び脱水症を起こさないよう、水分補給（スポーツドリンク等）する。

イ 作業終了時には所定の場所で脱衣し、その後、流水のもとで、石けん等を使用して手洗いや洗顔、うがいを必ず行う。

ウ 作業終了後、気分が優れない、眠れない等の症状がある者は、保健所職員等に相談する。

エ 集合基地退場後は、速やかに帰宅し、入浴するとともに、着用した衣服も速やかに洗濯する。

オ 当日は十分に睡眠を取り身体を休める。

12 仮設基地内での作業（防疫措置終了後）

防疫措置終了後にウイルスの拡散を防止するために、防疫服等の脱衣、手洗い、うがい等を行う。

(1) 各係の具体的な作業内容

ア 総括

仮設基地での作業が速やかに実行されるよう指示するとともに、現地対策本部との連絡調整を行う。

(ア) 作業終了の報告

(イ) 作業進行状況の報告（殺処分頭数、埋却頭数等）

(ウ) ウイルス拡散防止のための、着替え、消毒の方法等の指示

(エ) 事故、問題が発生しなかったかの確認と対応

イ 施設運営・資材係（地域振興局・支庁及び市町村）

(ア) 防疫措置で使用した作業着等の回収と廃棄

(イ) 翌日に使用する防疫資材の準備と不足分の補充

(2) 防疫措置従事者の仮設基地内での流れ

ア 作業場所からの移動

農場出口で防疫服の上から全身を消毒して仮設基地へ移動する。

イ 防疫服等の脱衣

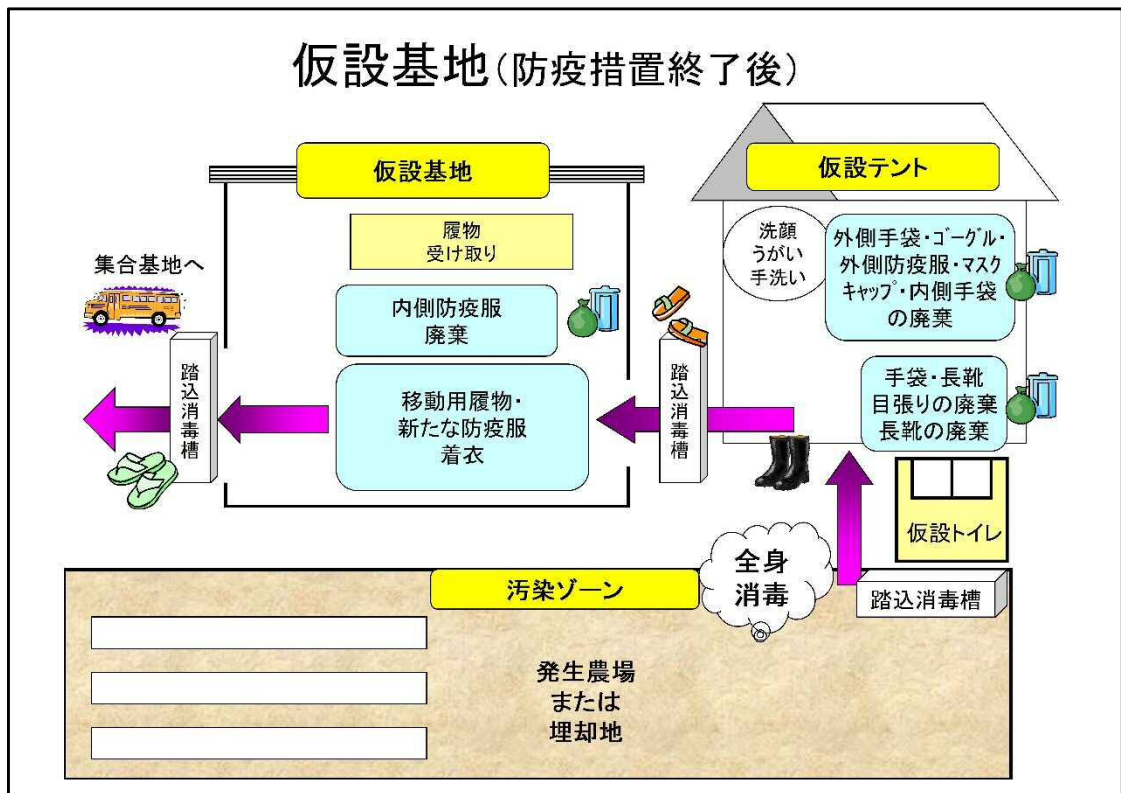
手袋、マスク、ゴーグル、長靴、防疫服等を脱ぎ、廃棄用の容器に投入する。脱衣後、洗顔、うがい、手洗いをする。

ウ 着替え

必要に応じて、新しい防疫服を着用する。

エ 集合基地への移動

移動用履物（サンダル等）に履き替えて、現地専用バス等で移動する。



13 集合基地内での作業（防疫措置終了後）

最終的なウイルスの拡散防止のため、防疫措置従事者がシャワー、着替え等をする場所として利用する。

防疫措置従事者の最終点呼をするとともに、防疫措置後の下記注意事項を説明する。

(1) 各係の具体的な作業内容

ア 総括

現地対策本部が策定した作業計画書及び機材、資材を確認する。

(ア) 現地対策本部との連絡調整

- a 翌日の予定の確認
- b 人員の確認
- c 重機、機材、資材の確認及び不足分の補充
- d 作業上の問題点の検討

(イ) 注意事項の説明

防疫措置従事者に防疫措置後の注意事項（例：作業後7日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと）等を説明する。

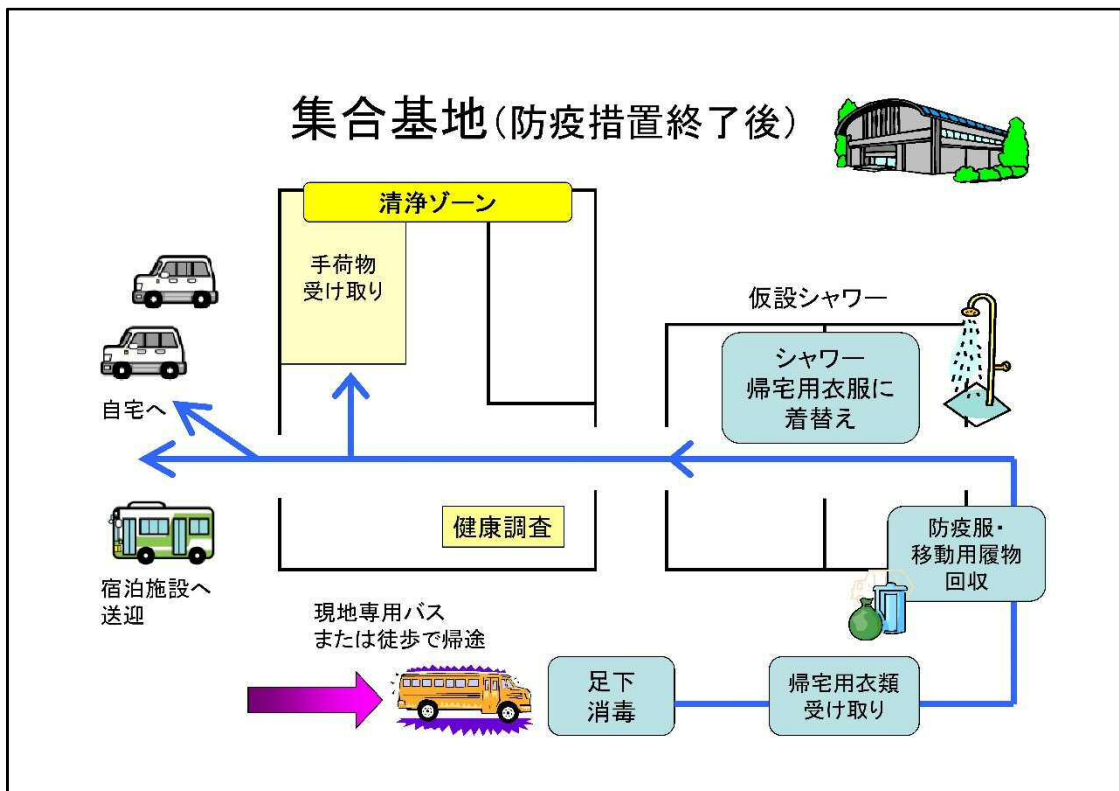
イ 会場運営係

- (ア) 受付名簿で、防疫措置従事者の確認
- (イ) 預かっていた貴重品等の返還

ウ 資材係

- (ア) 防疫措置従事者の作業着等の回収と廃棄
- (イ) 翌日配付分の防疫資材の準備、資材の在庫を確認、不足分の補充

- エ 健康管理係
 - 体調不良者, 負傷者の把握
- (2) 集合基地内での流れ
 - ア 作業場所からの移動
 - 仮設基地から集合基地までは現地専用バス等で移動する。
 - イ シャワー等の実施
 - 資材係は移動用に着用していた防疫服等を回収する。
 - ウ 受付
 - 着替え後, 会場運営係が防疫措置従事者等の確認を行い, 併せて私物の返却を行う。
 - エ 解散



(3) 防疫措置後の注意事項

ア 帰宅前

- (ア) シャワー設備がある場合は, 鼻, 耳の中も含め全身を洗う。着ていた衣類等はビニール袋で密閉し, その場で廃棄または消毒薬に浸漬後, ビニール袋に入れて持ち帰る。
- (イ) シャワー設備が無い場合は, 洗顔後, 全身に消毒薬(逆性石けん液等)を噴霧後, 着ていた衣類を全て着替える。着ていた衣類等はビニール袋で密閉し, その場で廃棄または消毒薬に浸漬後, ビニール袋に入れて持ち帰る。手指消毒後, 解散する。
- (ウ) 防疫措置従事期間中及び作業終了後7日間(バイオセキュリティ措置が適切に実施されている事が確認されている場合は3日間)は発生農場以外の豚等に接触しないこと。また, 畜産関係者との接触は極力控えること。

イ 帰宅後

- (ア) 解散後は直帰し, 直ちに作業服, 通勤服, 靴, ビニール袋を全て浸漬消毒(家庭

- 用ハイター)し、シャワーを浴びる。ビニール袋は通常のゴミとして廃棄。
- (イ) 外傷や体調不良がある場合には、医療機関を受診し、県防疫対策本部総務班(畜産課管理係・企画経営係)に報告すること。

14 評価(豚等, 飼料, 薬品等)

殺処分される豚等及び汚染物品等の評価額に対して法第 58 条に基づく手当金が交付される。この評価額の決定にあたっては、農林水産大臣は県知事の意見を聞くこととされており、さらに県知事は豚等の評価についてあらかじめ選定した 3 人以上の評価人の意見を聞くとされている。なお、評価人は現地対策本部の評価・記録班に所属する。評価額の算定は迅速かつ適切に行う。

(1) 殺処分時における評価物の確認

ア 豚等 [様式・資料編 p43]

- (ア) 豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- (イ) 評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費(統計データを用いて算出する)を加算して行い、これに当該豚等の体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (ウ) 豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体(多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体)ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

イ 汚染物品 [様式・資料編 p44]

次に焼却又は埋却の対象となる汚染物品について物品の内容や数量などの確認、写真撮影を行う。国の指針に示される汚染物品は次のものである。

- (ア) 精液、受精卵等の生産物(ただし、精液、受精卵にあっては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)
- (イ) 排せつ物
- (ウ) 敷料
- (エ) 飼料
- (オ) その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) 評価人の選定(法第 58 条第 5 項)

評価人は規則 62 条により①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ 1 名以上選定するものとされている。

具体的には①は家保職員、②は発生した市町村の畜産担当者、③には発生農場が所属する畜産関係団体の職員の選定が考えられる。

(3) 評価額の算定方法 [様式・資料編 p121~123]

ア 豚等 **国留意事項 50**

患畜又は疑似患畜となった豚等の評価額の算定は、原則として、資料 17(資料編

p121～123) により行う。

イ 汚染物品

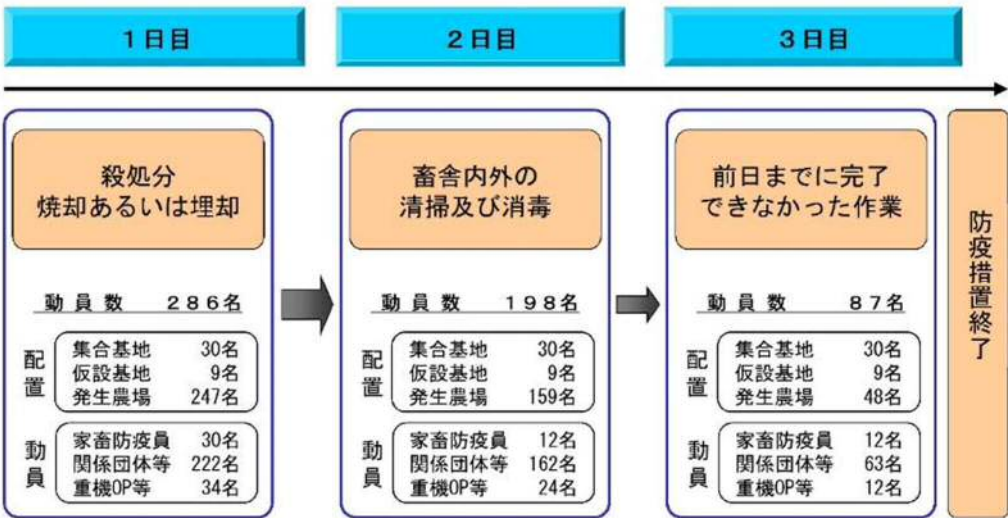
汚染物品の評価は、購入価格又は地域の平均取引価格等を参考に評価する。

- (4) 豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

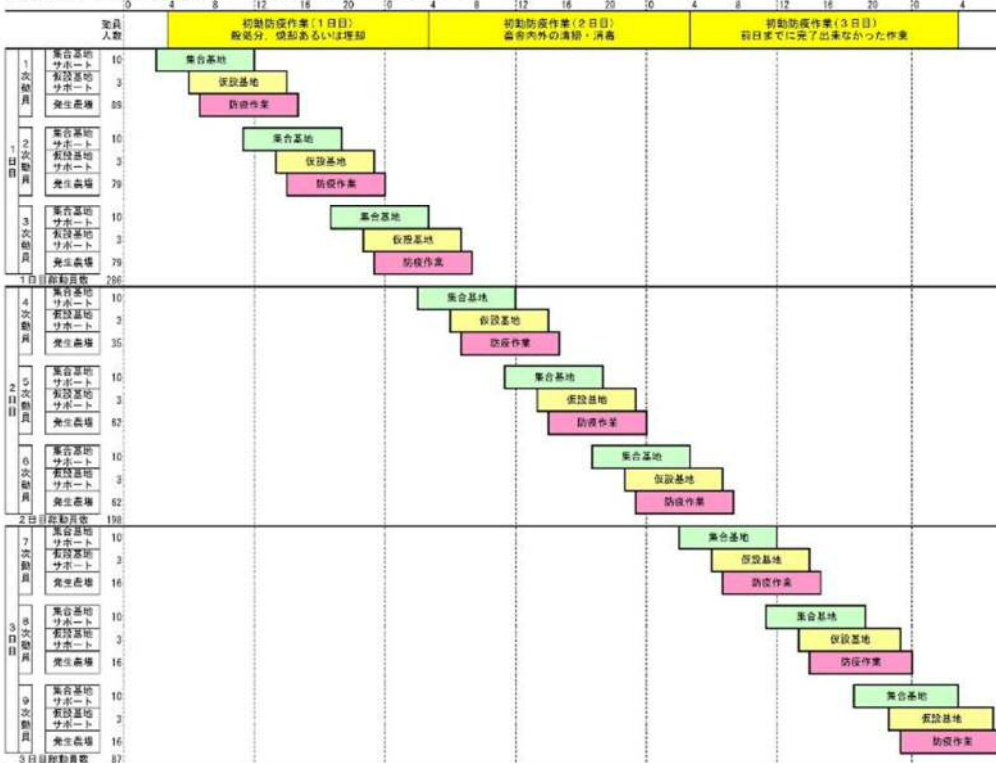
15 防疫措置の一例（肥育豚2,000頭）

発生農場(豚)初動防疫に係る配置・動員体制

＜設定条件＞
 ・飼養規模：肥育豚2,000頭規模
 ・CSF確定後24時間以内で殺処分を終了
 ・初発のみで封じ込め



肥育豚2,000頭飼養規模 初動防疫作業 人員動員計画



1 殺処分作業（殺処分係）

- (1) 作業スペースへ豚を誘導
- (2) 電殺器を用いて豚を殺処分
- (3) 死体、汚染物品は重機で埋却地または搬出場所へ運搬
- (4) 死体、汚染物品を埋却溝に投入

2 防疫措置従事者の装備

(1) 着用品

- 防疫服 2 枚
- 長靴
- ゴム手袋
- 厚手の手袋
- 使い捨てキャップ
- ゴーグル（曇り止め済）
- マスク



(2) その他

- 防疫措置従事者は、「係名」「氏名」を防疫服の胸部及び背中にマジックで記入
- 各作業について、リーダーを配置し、リーダーは「リーダー」と記されたベストを着用
- リーダーについては、「係名」「氏名」を防疫服の腕部分にもマジックで記入

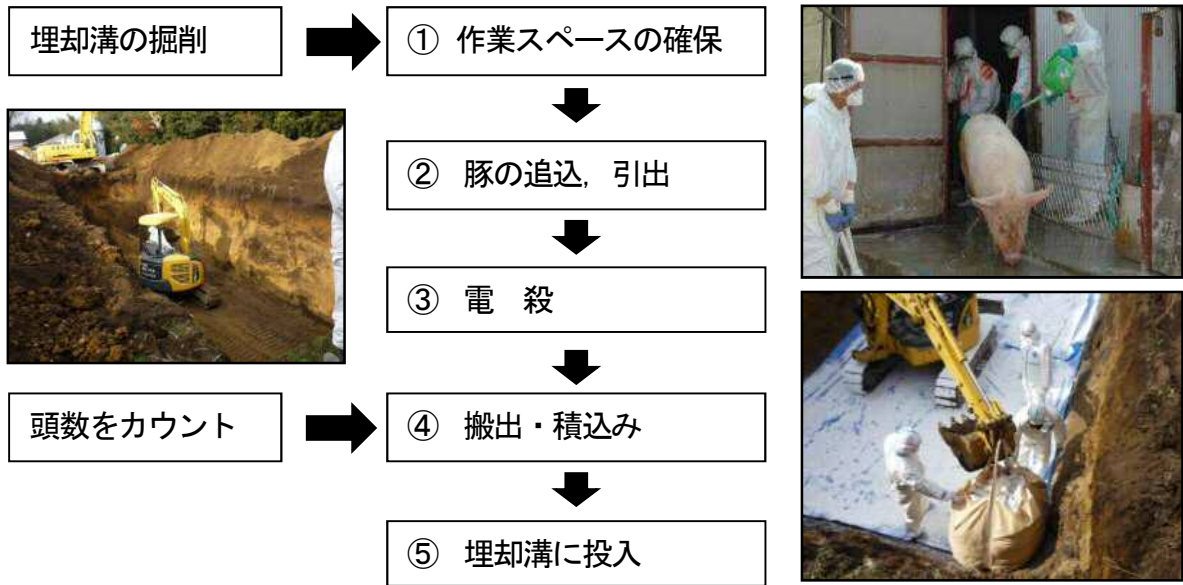
3 殺処分に係る人員配置

- 1交代当たりの動員 56 人を 1 チーム 14 名に 4 分割して作業を実施

担当業務	割当人数（獣医師 2 名 防疫措置従事者 12 名）
(1) 豚の追込・引出	防疫措置従事者 8 名
(2) 殺処分（電殺）	獣医師 2 名
(3) 記録	防疫措置従事者 1 名
(4) 搬出・積込み	防疫措置従事者 2 名
(5) 重機	防疫措置従事者 1 名

（原則 C S F 確定後、24 時間以内（8 時間 3 交代）に殺処分を終了）

<殺処分終了までの作業の流れ>



4 殺処分に係る各担当の業務内容について

(1) 豚の追込・引出 (8名)

電源の確保 (夜間は光源も確保)

通路や柵を活用し、豚舎入口付近に電殺可能な作業スペースを確保

豚舎内の全体を確認後、追込・引出する豚房の順序を決定

豚舎入口を封鎖後、コンパネで豚房から豚を作業スペースへ誘導

電殺時には、必要に応じて (繁殖豚, 肥育豚), コンパネで豚を保定

殺処分後、搬出係と協力し、死亡豚を豚舎外に引き出す。

[必要とする資材]

- コンパネ (取手付) 必要量

[リーダーの業務]

- 豚を引き出すタイミング, 電殺作業スペースに誘導するタイミングの指示
- 引出者に豚の誘導位置を指示
- 作業の進捗状況の把握, 作業従事者の健康管理
- 終了時刻の確認
- 豚等の取残しのチェック

[注意点等]

- 防疫措置従事者に豚の移動経路を説明
- 豚を円滑に移動させるため, コンパネを用いた豚の追い込み方法を説明
- コンパネは保持者の体と平行に保持し, 豚の動きに注意しながら, 豚の逃亡防止に努める。

(2) 殺処分 (獣医師 2名)

電源を確保し電殺器を準備 (夜間は光源も確保)

豚が逃亡しない状態であることを確認し, 電殺を開始

[必要とする資材]

- 電殺器 1台 (予備 1台)
- と殺鉗子 1本
- 感電防止用手袋 2双
- コードリール 1巻
- 金ブラシ 1本

※ 豚舎内の電源確保できない場合は、

- 発電機(10A 以上) 1台
- 20L ガソリン缶 1缶

[リーダーの業務]

- 殺処分作業スペースへの豚の誘導を指示
- 電殺後の豚の死亡確認
- 死体搬出の指示

[注意点等]

- 電殺は、電殺器操作に不慣れな者でも可能だが、感電事故には十分留意する。
- 原則、薬殺を併用できるように準備しておく。

[薬殺に必要とする資材]

- 薬液
- 注射器 (50mL)
- 注射針 (動物用留置針 14G)
- バケツ
- 医療廃棄物入れ

(3) 記録 (1名)

処分豚の用途, ステージ及び頭数を記録。(繁殖母豚, 肥育豚 等)

(4) 搬出・積込み (2名)

豚舎外に引き出した処分豚を積込み場所に搬出
重機係と連携し、フレコンバックに投入し、待機しているトラックへ積込む。
汚染物品もフレコンバッグに投入し、トラックへ積込む。

[必要とする資材]

- 農業用ビニールシートまたはブルーシート
- 梱包用ロープ
- フレコンバッグ
- 豚保定器具

[リーダーの業務]

- 作業場所の確保
- 作業動線の確認
- 人員の配置
- 作業状況の確認

(5) 重機 (1名)

農場内での重機の誘導・指示
搬出・積込み係をサポート



[重機]

- フォークリフト
- ホイルローダー等



5 清掃・消毒等の作業（農場清掃消毒係）

殺処分終了後、下記の（１）～（５）を実施

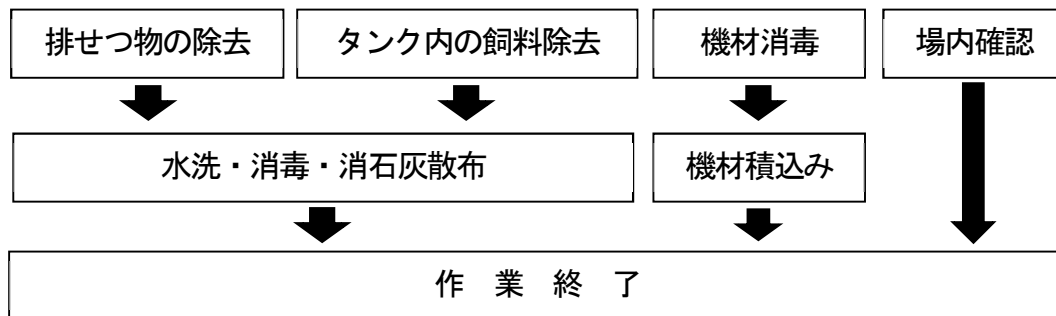
- （１）豚舎内の排せつ物の除去
- （２）飼料タンク内の飼料の除去
- （３）水洗・消毒・消石灰散布
- （４）機材の消毒・積み込み
- （５）場内の最終確認

1次動員当たりの80人を1チーム40名に2分割して作業を実施

<1チーム当たりの消毒・清掃等の担当業務及び割当人数>

担 当 業 務	担当人数（防疫措置従事者 40名）
(1) 排せつ物の除去	防疫措置従事者 12名
(2) タンク内飼料除去	防疫措置従事者 5名
(3) 水洗・消毒・消石灰散布	防疫措置従事者 8名
(4) 機材消毒・積み込み	防疫措置従事者 10名
(5) 場内の最終確認	防疫措置従事者 5名

<殺処分終了後の作業の流れ>



<作業内容の詳細>

- （１）排せつ物の除去（約12名）※ 排せつ物は埋却

豚舎床面の端や角などの排せつ物の掻き出しや、壁面の塵埃等の除去を行いフレコンバッグへ投入

[必要とする資材]

- スコップ
- 掻取り用器具（ホー）
- フレコンバッグ
- 一輪車等



(2) タンク内及び飼槽内の飼料除去 (約5名)

タンク内及び飼槽内に残る飼料を評価し、フレコンバッグに投入

[必要とする資材]

- 一輪車等
- 重機 (ホイールローダー)
- フレコンバッグ

(3) 消毒・消石灰散布 (約8名)

排せつ物等の除去後に水洗・消毒薬を噴霧。消毒後の豚舎床面及び豚舎間には消石灰を散布

[必要とする資材]

- ホース
- 動力噴霧器 (タンク含む)
- 消毒薬
- 消石灰
- ホウキ
- 一輪車等
- カッター



(4) 機材の消毒・積込み (約10名)

動力噴霧器で器具・機材を洗浄・消毒後、搬出車両に積込む。

[必要とする資材]

- 動力噴霧器 (タンク含む)
- 消毒薬
- ブラシ
- ビニール紐



(5) 場内の最終確認 (約5名)

豚舎内、場内を巡回し、殺処分・清掃・消毒完了を確認し、放置された機材や資材等があれば回収

6 防疫措置終了後の作業

清掃・消毒作業が終了した班は防疫措置終了後、下記の(1)～(5)の作業に移行
なお、割り当て人員については家畜防疫員に一任

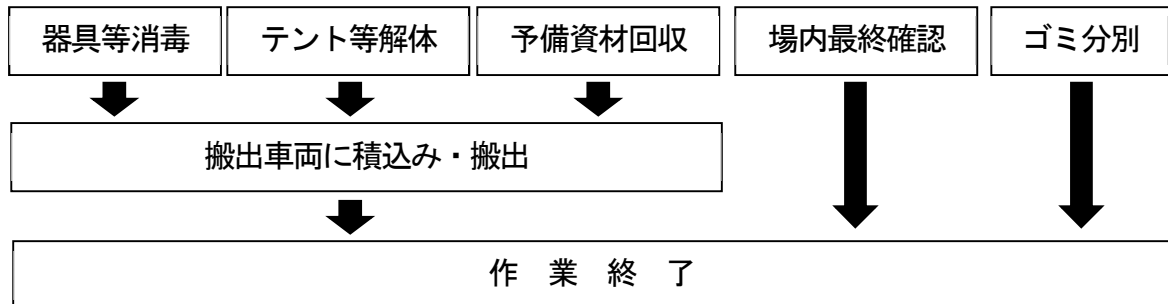
- (1) 殺処分に使用した器具・機材の洗浄・消毒及びトラックへの積込み・搬出
- (2) 休憩所のテント等の解体・積込み・搬出
- (3) 本部予備資材等回収・積込み・搬出
- (4) 場内の最終確認
- (5) ゴミの分別、器具・機材等の回収

<防疫措置終了後の担当業務及び割当人数>

担 当 業 務	担当人数 (防疫措置従事者 50 名程度)
(1) 器具・機材の洗浄・消毒, 積込み	防疫措置従事者 約 10 名
(2) テント等の解体, 積込み	防疫措置従事者 約 10 名

(3) 作業の予備資材等の回収・積み込み	防疫措置従事者 約10名
(4) 場内の最終確認	防疫措置従事者 約10名
(5) ゴミの分別	防疫措置従事者 約5名
その他 トラック、フォークリフト担当	防疫措置従事者 数名

<防疫措置終了後の作業の流れ>



<作業内容の詳細>

(1) 器具・機材の消毒・積み込み (約10名)

動力噴霧器で器具・機材を洗浄・消毒後、搬出車両に積み込む。

[必要とする資材]

- 動力噴霧器
- ビニール紐
- ブラシ

[対象器具、機材]

- 動力噴霧器
- 一輪車
- ホウキ
- 脚立
- 重機
- 防疫フェンス (解体作業含む)
- フォークリフト用パレット
- 電殺器・発電機 等



(2) テント等の解体、積み込み (約10名)

テントの解体、テーブル、イス回収・積み込み。

[必要とする資材]

- ビニール紐
- カッター



(3) 作業の予備資材等の回収・積み込み (約10名)

本部と豚舎作業用の予備資材の回収・積み込み。

[必要とする資材]

- フォークリフト
- 輸送車両



(4) 場内の最終確認 (約 10 名)

豚舎内、場内を巡回し、放置された機材や資材等があれば回収
手が空いている場合には、他の係をサポート

(5) ゴミの分別 (約 5 名)

医療廃棄物と一般廃棄物を分別

[必要とする資材]

- 医療廃棄物用ボックス
- 一般用廃棄物の袋
- カッター
- ガムテープ



7 防疫措置従事者に対する消毒等

(1) 現場での作業者に対する消毒等について

防疫措置従事者は、作業終了後踏込消毒を実施

再度、動力噴霧器で長靴を洗浄、全身を消毒

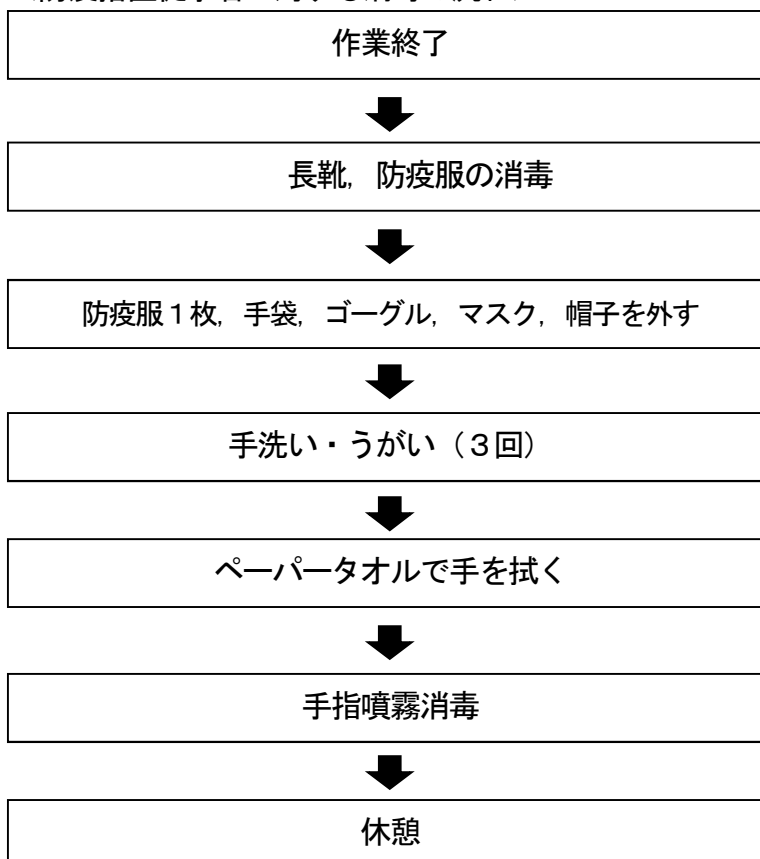
動力噴霧器による消毒後、手袋、マスク、帽子を外し、外側の防疫服を脱ぐ。

手洗い、うがい (3回)、手指消毒を実施

この一連の消毒は作業終了または休憩ごとに毎回実施

さらに、作業終了後に集合基地に移動・到着した時点で、再度、手洗い、うがい、手指消毒を実施

<防疫措置従事者に対する消毒の流れ>



■サポート（消毒、防疫服・防疫用具の着脱）

ペーパータオル、うがい薬の配付、手指への消毒薬の噴霧など、防疫措置従事者に対する作業後の消毒を補助

防疫服・防疫用具の着脱を補助

[必要とする資材]

消毒

- うがい薬
- 紙コップ
- ペーパータオル
- 手指消毒薬
- 飲料用水

防疫服・防疫用具の着脱

- ガムテープ
- ゴミ袋

(2) 健康状態の確認

集合基地では、防疫措置従事者に対し、作業前の健康調査を実施

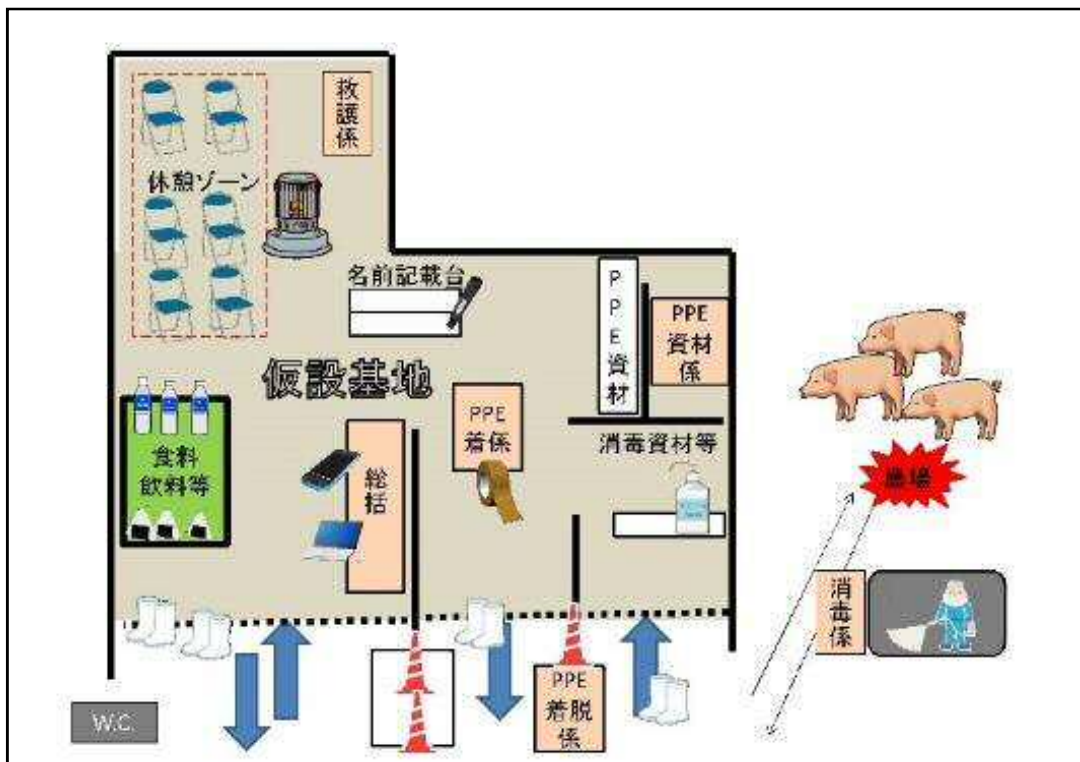
作業中または作業後については、防疫措置従事者の自己申告によって実施

8 その他

(1) 休憩所の備品

- テント ■ テーブル ■ イス ■ マジック ■ ゴミ箱 ■ ゴミ袋
- ペーパータオル ■ 簡易トイレ ■ 医療用品 ■ 食料・飲料
- 気候に応じて、暖房または保冷用品

(2) 立入禁止区域に、立入禁止テープを設置



第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1 通行の制限又は遮断

- (1) 動物衛生課と協議の上、県又は市町村は、CSFの発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係市町村の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- (2) 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- (3) 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示の方法等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

<通行の制限・遮断に係る掲示>

<h1>進 入 禁 止</h1>	
家畜伝染病（CSF）の発生につき、家畜伝染病予防法第15条の規定により、次のとおり進入を禁止する。	
1 場所	鹿児島県〇〇〇市町〇〇番地
2 規制内容	人、動物及びすべての物品
3 期間	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時まで
〇〇年〇〇月〇〇日	鹿児島県知事 または 〇〇市町村長